

地域を学ぶシリーズ

健康介護まちかど相談薬局

Vol1 松原市・大阪府を学ぶ

松原市薬剤師会 会長 磯野元三

松原市薬剤師会 年表

	A	B	C	D	E	F	G
1	平成	西暦	薬剤師会	法人化	周年行事	会長	
2	22	2010	35	1	(一社)法人化式典	宮谷	
3	23	2011	36	2		宮谷	
4	24	2012	37	3	法人化3周年 記念式典	磯野	1
5	25	2013	38	4		磯野	2
6	26	2014	39	5		磯野	3
7	27	2015	40	6	40周年 記念式典 + 記念誌	磯野	4
8	28	2016	41	7		磯野	5
9	29	2017	42	8		磯野	6
10	30	2018	43	9		磯野	7
11	令和	2019	44	10	法人化10年	磯野	8
12	2	2020	45	11	45周年 記念式典？	磯野	9
13	3	2021	46	12		磯野	10
14	4	2022	47	13		磯野	11
15	5	2023	48	14		磯野	12
16	6	2024	49	15	法人化15年	磯野	13
17	7	2025	50	16	50周年式典 + 記念誌「この10年を振り返る」	磯野	14
18	8	2026	51	17			

健康 介護



あちかと相談薬局

[くらし・手続き](#)

[子ども・教育](#)

[健康・福祉](#)

[文化・スポーツ](#)

[市政情報](#)

[事業者の皆さんへ](#)

現在のページ [ホーム](#) > [市政](#) > [広報・広聴](#) > [広報まつばら](#) > [広報まつばら 2021年発行分](#)
> [広報まつばら 2021年12月号 \(特集：新型コロナウイルスワクチン3回目の接種が始まります！ほか\)](#)



広報まつばら 2021年12月号 (特集：新型コロナウイルスワクチン3回目の接種が始まります！ほか)

更新日：2021年11月29日

まつばら市広報誌「MATSUBARA CITY MAGAZINE」
12月号
12 2021
14709

【特集】
「新型コロナウイルスワクチン 3回目の接種が始まります！」
はばら市の秋風 やまはら公園の紅葉



2021年12月号広報見開き

[2021年12月号広報見開き\(PDFファイル:12.2MB\)](#)



広報まつばら 2021年発行分

[広報まつばら 2021年12月号](#)
(特集：新型コロナウイルスワクチン3回目の接種が始まります！ほか)

[広報まつばら 2021年11月号 \(特集：1、第12回まつばらマルシェ2021 2、セブンパーク天美グランドオープンなど\)](#)

[広報まつばら 2021年10月号 \(特集：第12回まつばらマルシェ2021、新型コロナウイルスワクチン接種について\)](#)

[広報まつばら 2021年9月号 \(特集：1.西矢花選手金メダル獲得おめでとうございます！2.台風への備え大丈夫ですか?\)](#)

●3回目接種までの流れ(イメージ)

例：令和3年6月22日に2回目の接種をした場合
 令和4年2月1日頃に「クーポン券付き予診票」が届く。予約が可能。
 令和4年2月22日以降に3回目の接種が可能。



下の参考例を見て、
 接種までの流れを確認
 してなっ!

令和3年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和4年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

※令和3年6月29日、30日に2回目接種を終了した人は、令和4年3月1日以降に3回目接種が可能です。

急な発熱など風邪症状がある場合 の受診方法・相談窓口はこちら

- ①まずはかかりつけ医に電話で相談
- ②かかりつけ医がいない時や、休診日には
 - ・大阪府新型コロナ受診相談センター(24時間対応)
☎ 06-7166-9911
 - ・救急安心センターおおさか(医療機関案内・
救急医療相談窓口)
☎ #7119
 - ・大阪府医療機関情報システム(下記QRコード)
 - ・大阪府救急医療情報センター(24時間対応)
☎ 06-6693-1199
- ③急を要するときは
 - ・☎ 119(救急車を呼ぶ)



他の市町村から転入された皆さんへ

他の市町村で2回目の新型コロナウイルスワクチンの接種を終了した後に、松原市へ転入された人で3回目の接種を希望する人は「クーポン券付き予診票」の発行手続きが必要です。

申請方法：下記QRコードから申請書をダウンロードし(地域保健課窓口でも配布)、必要事項を記入の上、郵送または、地域保健課窓口へ提出してください。

同封または持参するもの：接種済証(2回分のワクチンのロット番号シールを貼り付けたクーポン台紙など)、本人確認できるものの写し(マイナンバーカード、保険証、運転免許証など)

クーポン券付き予診票発行の流れ：3回目接種可能となる日の3週間前までに郵送します。

●問合せ 地域保健課(☎337-3126)



子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給するものです。

支給額は対象児童1人につき、5万円です。

詳細は、決まり次第、市ホームページ(下記QRコード)でお知らせします。

※今後、国の決定により変更となる場合があります。

●問合せ 子育て支援課(☎337-3118)



新型コロナウイルスワクチン

3回目の接種が始まります!

新型コロナウイルスワクチンは2回接種によって、高い効果が認められていますが、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性(抗体価など)が低下することが報告されています。

そこで、国は3回目の追加接種を実施する方針を決定しました。
 3回目の接種の対象者など、決定された内容について、お知らせします。
 最新の情報は、市ホームページ(下記QRコード)からご覧ください。

●問合せ 新型コロナワクチンコールセンター(☎0120-862-270)



対象者 2回目接種を終了した18歳以上の人

接種間隔 2回目接種の終了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種

- 令和3年2月から先行接種を受けた医療従事者などの皆さんは、12月から追加接種が始まります(接種時期・場所などについては、勤務先へ問い合わせてください)。
- 市民の皆さんは、令和4年1月以降に3回目接種を予定しています。

3回目接種時期 早見表

2回目接種終了月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月
3回目接種可能月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月



3回目接種までの流れ

- 1 2回目の接種を終了した日から、原則8か月後の接種可能となる日の約3週間前に「クーポン券付き予診票」が自宅に届く。
- 2 「クーポン券付き予診票」が届き次第、お近くの医療機関で接種の予約をとる。
- 3 原則8か月後にお近くの医療機関で接種を受ける。

●1、2回目のクーポン券は、高齢者の皆さんから年齢順に送付しましたが、3回目は各自2回目の接種を終えた日から、原則8か月後に接種を受けることができるように送付します(「クーポン券付き予診票」が届く時期は、同じ年齢でも、個人ごとに異なります)。

●1、2回目の接種を市民体育館で受けた人も、3回目は、ご都合に合わせて、予約の取りやすいお近くの医療機関で接種を受けてください。

※接種までの流れのイメージは、3ページをご覧ください。

※新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、今後、国の決定やワクチンの供給の状況により変更となる場合があります。

新型コロナウイルスワクチン

3回目の接種が始まります!

新型コロナウイルスワクチンは2回接種によって、高い効果が認められていますが、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性(抗体価など)が低下することが報告されています。

そこで、国は3回目の追加接種を実施する方針を決定しました。

3回目の接種の対象者など、決定された内容について、お知らせします。

最新の情報は、市ホームページ(右記QRコード)からご覧ください。

●問合せ 新型コロナウイルスワクチンコールセンター (☎0120-862-270)



対象者

2回目接種を終了した18歳以上の人

接種間隔

2回目接種の終了から原則8カ月以上の間隔をおいて1回接種

●令和3年2月から先行接種を受けた医療従事者などの皆さんは、12月から追加接種が始まります(接種時期・場所などについては、勤務先へ問い合わせてください)。

●市民の皆さんは、令和4年1月以降に3回目接種を予定しています。

●3回目接種までの流れ(イメージ)

例：令和3年6月22日に2回目の接種をした場合
令和4年2月1日頃に「クーポン券付き予診票」が届く。予約が可能。
令和4年2月22日以降に3回目の接種が可能。



下の参考例を見て、
接種までの流れを確認
してなっ！

令和3年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2回目
接種終了

8カ月後の同じ日以降に接種可能

令和4年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

クーポン券が
届く。予約可能

3回目
接種可能

※令和3年6月29日、30日に2回目接種を終了した人は、令和4年3月1日以降に3回目接種が可能です。

急な発熱など風邪症状がある場合 の受診方法・相談窓口はこちら

①まずはかかりつけ医に電話で相談

②かかりつけ医がいない時や、休診日には

・大阪府新型コロナ受診相談センター(24時間対応)

☎ 06-7166-9911

・救急安心センターおおさか(医療機関案内・
救急医療相談窓口)

☎ #7119

・大阪府医療機関情報システム(下記QRコード)

・大阪府救急医療情報センター(24時間対応)

☎ 06-6693-1199

③急を要するときは

・☎ 119(救急車を呼ぶ)



他の市町村から転入された皆さんへ

他の市町村で2回目の新型コロナウイルスワクチンの接種を終了した後に、松原市へ転入された人で3回目の接種を希望する人は「クーポン券付き予診票」の発行手続きが必要です。

申請方法：右記QRコードから申請書をダウンロードし(地域保健課窓口でも配布)、必要事項を記入の上、郵送または、地域保健課窓口にて提出してください。



同封または持参するもの：接種済証(2回分のワクチンのロット番号シールを貼り付けたクーポン台紙など)、本人確認できるものの写し(マイナンバーカード、保険証、運転免許証など)

クーポン券付き予診票発行の流れ：3回目接種可能となる日の3週間前までに郵送します。

●問合せ 地域保健課(☎337-3126)

新型コロナを疑う場合の 受診相談体制が変わります

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みが変わります。(11月24日から)
(受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります)

夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、新型コロナ受診相談センター(保健所)へ相談してください。



しんどいなと思ったら・・・
かかりつけ医に電話してなっ！
かかりつけ医がいない時は保健所へ相談やでっ！

大阪府藤井寺保健所
(06-7166-9911)

感染拡大を防ぐためにご協力ください。

-  発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。
-  案内された医療機関に受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。
-  発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関

検索



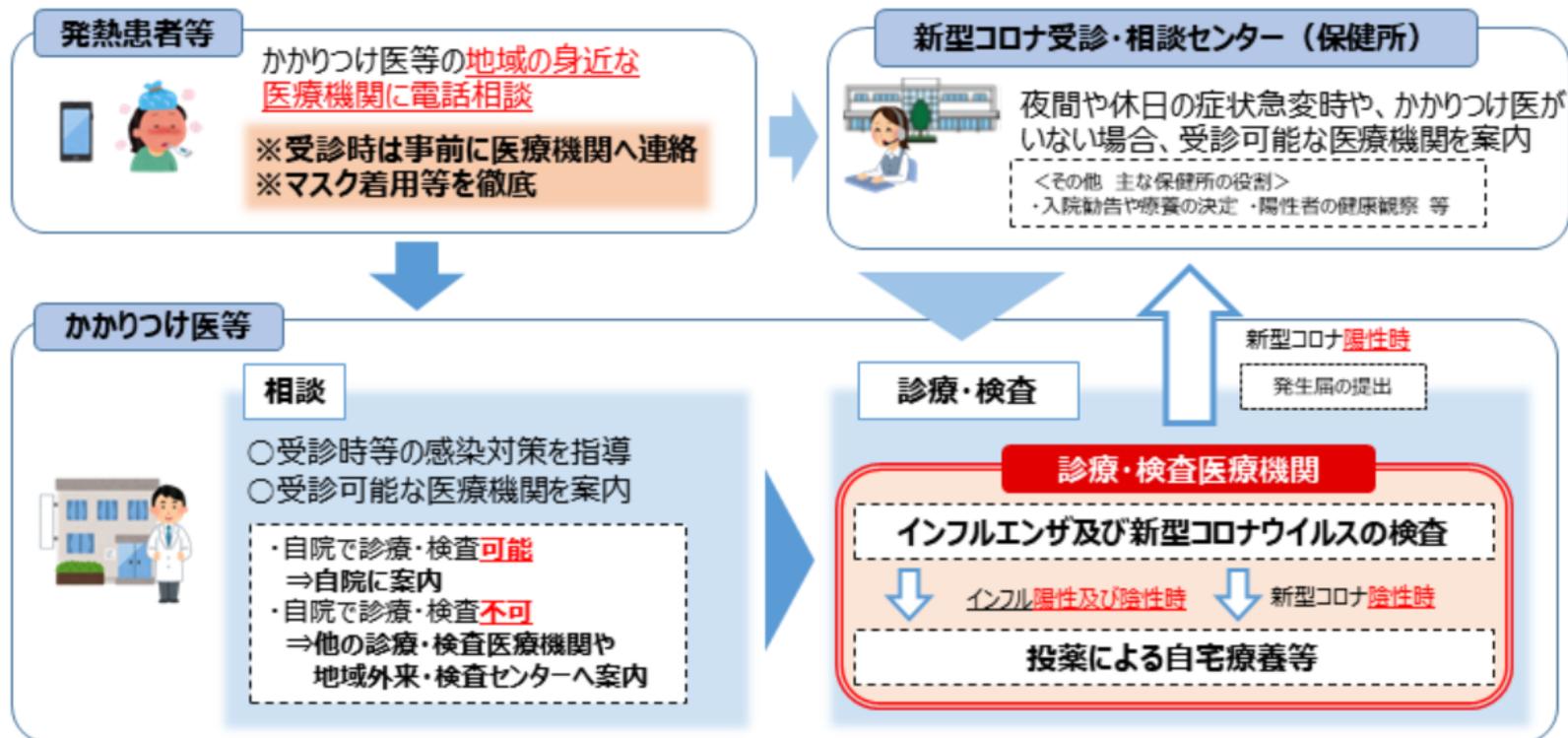
大阪府 新型コロナ受診相談センター

検索



発熱等の症状がある場合の受診の流れ

<発熱患者の受診フロー>



★府民向け啓発チラシ★

画像をクリックもしくは下記添付ファイルをご覧ください。

チラシダウンロード ⇒ [チラシ \[PDFファイル/722KB\]](#)

新型コロナを疑う場合の 受診相談体制が変わりました

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みに変わりました。
(受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります)

夜間・休日やかかりつけ医がない方などは、新型コロナ受診相談センター（保健所）へ相談してください。



©2024 大阪府庁

新型コロナを疑う場合の 受診相談体制が変わりました

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みに変わりました。

(受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります)

夜間・休日やかかりつけ医がない方などは、新型コロナ受診相談センター(保健所)へ相談してください。



©2014 大阪府もずやん

しんどいなと思ったら・・・
かかりつけ医などの身近な医療機関に電話してな！
**かかりつけ医がない時は新型コロナ受診相談センター
(保健所)へ相談やで！**

感染拡大を防ぐためにご協力ください。

-  発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。
-  案内された医療機関に受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。
-  発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関

検索



大阪府 新型コロナ受診相談センター

検索



年末年始のお知らせ

市役所は12月29日㈫から1月3日/月まで休みです

●施設の休館・休務日

各施設の休館・休務期間中、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、間違いのないようご注意ください。

なお、出生・死亡・婚姻などの戸籍の届け出は、年末・年始の休みの間も、市役所西出入口 宿直室で受け付けています。

施設名	12月	1月
◆市役所一般業務	29日㈫から	3日/月まで
◆はーとビュー(人権交流センター) ◆総合福祉会館 ◆読書の森(松原図書館) ◆市民体育館 ◆市民道楽館 ◆文化会館 ◆ふるさとびあプラザ ◆城連寺コミュニティセンター ◆松原南コミュニティセンター ◆各公民館 ◆ゆめニティプラザ ◆各運動広場 ◆三宅東公園 ◆撤去自転車保管所 ◆まつばらテラス(輝) ◆各老人福祉センター ◆各図書館(読書の森(松原図書館)を除く)	29日㈫から	3日/月まで
◆スポーツパークまつばら	29日㈫から	4日/月まで
◆自転車駐車場	31日/月まで	3日/月まで
		1日/月～3日/月

●ごみの収集日程

◆資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・古紙・プラスチック製容器包装) 年末は12月30日/月まで、年始は1月4日/月から「収集日程カレンダー」どおり収集します。

◎缶・びん・ペットボトル・・・12月31日/月、1月3日/月の収集地区は、12月25日/日に収集。

◎プラスチック製容器包装・・・12月31日/月、1月3日/月の収集地区は休み。

◆廃家電収集
12月31日/月まで受け付けていません。

▶問合せ 環境業務課(別所9丁目1番6号)

●病気がけがをしたら 保険証や医療証が必要

内科・外科診療 午前10時～午後5時		
12月30日/月	内科 外科	阪南中央病院 ☎333-2100 南新町3丁目3-28
12月31日/月	内科 外科	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3
1月1日/月	内科 外科	阪南中央病院 ☎333-2100 南新町3丁目3-28
1月2日/月	内科 外科	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
1月3日/月	内科 外科	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3

※阪南中央病院は、小児科 初診外来(平日)を再開しました。詳細は右記QRコードをご覧ください。



●亡くなった犬・猫及び小動物は

◆年末の引き取りは、12月30日/月まで、年始は1月4日/月から行います。
※市役所への持ち込みは、年末・年始の休みの間も宿直室で受け付けています。
▶問合せ 環境予防課

可燃ごみ	年末は12月30日/月まで平常どおり
	12月31日/月から1月3日/月まで休み
	年始は1月4日/月から平常どおり

不燃物・粗大ごみ	電話申し込みによる収集 (不燃物・粗大ごみ受付センター 固定電話からは☎0120-053-489 携帯電話からは☎072-335-8055)
	12月31日/月から1月3日/月まで休み
	年始は1月4日/月から平常どおり

小児科診療 12月30日/月～1月3日/月

◆松原市小児休日急病診療事業 受付 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時 松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
◆南河内北部広域小児急病診療事業 受付 午後5時30分～9時30分 診療 午後6時～10時 羽曳野市立保健センター 2階 ☎072-956-1000 羽曳野市誉田4丁目2-3

突然の病気がけがで困ったときに

◆救急安心センターおおさか
(医療機関案内・救急医療相談窓口)
「相談員」「看護師」が医師の支援体制のもと24時間・365日受付
☎#7119(携帯電話・プッシュ回線固定電話のみ)
☎06-6582-7119(固定電話(IP・ダイヤル回線など))

株式会社セブン&アイ・クリエイトリック、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定を締結しました!

市では、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、株式会社セブン&アイ・クリエイトリック、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定を締結しました。地域活性化、市民サービスの向上、地産地消と市産品の販路拡大をはじめとする9分野での連携を進めていきます。

●問合せ 企画政策課

<連携項目>

- (1)地域活性化、市民サービスの向上に関する事。
- (2)地産地消と市産品の販路拡大に関する事。
- (3)地域への参画・市民協働の推進に関する事。
- (4)安心安全なまちづくりに関する事。
- (5)子ども・青少年の育成に関する事。
- (6)食育・健康増進に関する事。
- (7)高齢者・障がい者の支援に関する事。
- (8)環境保全・リサイクルに関する事。
- (9)市政情報及び観光情報の発信に関する事。



第12回 まつばらマルシェ 2021 開催中!

インターネット de マルシェ
今年は Amazon サイトを利用

今年はAmazonサイトに「まつばらマルシェ専用ストア」を開発!

おうちで松原特産品などを満喫できる松原市内事業者などの選りすぐり商品を多数ご用意しています。

24時間送料無料で注文できます! 右記QRコードから注文してください!



▲インターネットdeマルシェの商品一例

販売期間: 12月19日/月まで

11月13日・14日にセブンパーク天美でまつばらマルシェを開催しました。

●JAPAN MOVE UP(TOKYO FMラジオ番組)収録の様子♪



●フォトバイア展



●問合せ まつばらマルシェ企画委員会(松原商工会議所内) ☎331-0291

● **病気やけがをしたら** **保険証や医療証が必要**

内科・外科診療 午前10時～午後5時		
12月30日(木)	内科 外科	阪南中央病院 ☎333-2100 南新町3丁目3-28
12月31日(金)	内科 外科	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3
1月1日(祝)	内科 外科	阪南中央病院 ☎333-2100 南新町3丁目3-28
1月2日(日)	内科 外科	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
1月3日(月)	内科 外科	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3

※阪南中央病院は、小児科 初診外来(平日)を再開しました。詳細は右記QRコードをご覧ください。



小児科診療 12月30日(木)～1月3日(月)

- ◆松原市小児休日急病診療事業
受付 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
松原徳洲会病院
☎334-3400 天美東7丁目13-26
- ◆南河内北部広域小児急病診療事業
受付 午後5時30分～9時30分
診療 午後6時～10時
羽曳野市立保健センター2階
☎072-956-1000 羽曳野市誉田4丁目2-3

突然の病気やけがで困ったときに

- ◆救急安心センターおおさか
(医療機関案内・救急医療相談窓口)
「相談員」「看護師」が医師の支援体制のもと24時間・365日受付
☎#7119(携帯電話・プッシュ回線固定電話のみ)
☎06-6582-7119(固定電話(IP・ダイヤル回線など))

令和三年度

文化の日の表彰

自治、産業、福祉民生、消防、防犯、教育文化など、松原市の発展に貢献いただいた皆さんに表彰状および感謝状を贈呈する松原市表彰式並びに松原市教育委員会表彰式が、まつばらテラス（座）で行われました。本来であれば、すべての表彰者をお招きするところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度におきましては昨年同様規模を縮小し、開催する運びとなりました。受賞されたのは次の皆さんです（敬称略、順不同）。

▼問合せ 秘書課、教育政策課

松原市表彰 表彰状受賞者

- 【自治功労者】
- 自治振興会役員
浅田滋 伊藤均 井上明男
入鹿稔光 上西全信 大野寿子
岡田徳義 鹿嶋一子 木下幸彦
古味輪智子 城本さつき 関本和信
竹葉國和 田中和子 谷口定央
長岡節子 中山和美 新出利幸
土師宏観 長谷川佐子 林秀隆
東山嘉宏 菱田雅之 平康忠郎
森下衣代 荻野功勝
鶴田浩章
 - 財産区管理委員
辻野尚司

【産業功労者】

- 農業委員会委員
稲田元一 早川洋 松本正人
- 福祉民生功労者
●老人クラブ連合会役員
浅田吉治 山本壽夫
- 難病連絡会役員
藤本美智子
- 若い肢体障害者の会役員
長谷川保
- くすの木会役員
松永マサ子
- 歯科医師会役員
藤田規正
- 食生活改善推進協議会役員
熊澤英子 野間美智子
- 更生保護女性会役員
魚山成子 上野幸子 田畑秀子

【消防・防犯功労者】

- 赤十字奉仕団役員
石田由美 小椋彦四郎 中谷克巳
東正之 森川順吉
- 消防委員会役員
佐藤中智
- 岡町会自主防災会役員
池本信夫
- 堀町会連合会自衛消防隊員
赤瀬止六 阿部信政 黒田正博
堀福次
- 火災予防協会役員
塩野徳子 関井皓司 辻俊信
西山和成 道下彰 山本剛
- 消防団員
崎山雄基 土本貴廣 手束寿志
宮川隆嗣

【教育文化功労者】

- 婦人防火クラブ連合会員
荒木時代 池田豊子 吉見サツヨ
- 防犯委員
吾妻敏隆 池本信夫 岡田かをる
岡田好次 加藤昌弘 門馬由美子
坂田初男 田中勲 田中芳久
樫野裕石 西西美智枝 中井重夫
中野幸雄 中村嘉男 夏野一巳
西田吉彦 長谷川修一 松本幸三
森谷智之
- 青少年指導員
東宏寛 大本一美 小田口晃子
笠原一恵 北田茂 小林宏子
仙友竜也 田中路子 玉置登美子
中尾和美 西田智子 水貝哲也
光安正敏



- パドミントン協会役員
山本圭子
- 柔道連盟役員
郷渡健介
- ベタング協会役員
山口悦子
- 個人
井上幹皓 岩本華斗 上村昇馳
大庭千幸 奥迫伊織 川口漣
岸岡広大 木敷文 阪口恵心
阪口いろは 貞永葵生 柴田大輔
島根くるみ 住日菜乃 津田晴咲
津菜優斗 寺西康貴 寺山連央
成成瑛一郎 西天祐 長谷川美音
藤原凱成 藤原紗菜 藤原秀成
松津秀太 松本琉志 南秀之輔
南口辰揮 三宅悠哉 森本幸介
飯田寿衣 山内大誠 和田なつき
渡邊啓太
- 団体
大阪松原
- 元自治振興会役員
田中嘉津雄 保田勝一郎
- 善行
阿部文子 伊藤恵美子
大池公園を育てる会 黒川利明
正田保雄 杉井哲雄 多田代陽恵
WOOBC 土師純夫
株式会社マエマ
三宅中4丁目児童遊園の会
宮田和生 宮田京子 望月寿子
山岡恵子 山本美智子

教育委員会表彰 表彰状受賞者

- 寄付者
株式会社大阪プラスチックモデル
株式会社和昌和発條製作所
- 個人
赤津結 アフドラーイブラヒム勇
石橋「植村誠 梅田匠 江河路
大塚貴之 奥村一穂 奥本兼史
加藤絆々希 岡賀雅七 小濱海聖
小山芹菜 佐々木那奈子
佐々木李梨 貞永美白 澤田歩美
塩田湧斗 鹿岡空蒼 下川太陽
田形仁幸 田中土道 田中拓海
恒松郁奈 寺田龍平 仲井京之郎
仲井千晶 長尾竜太郎 八田湖乃愛
日紫喜樹香 松尾心優 松澤明冬
松本三汰 森涼太 森田俤来
安田圭希 山口涼香 吉田美海
吉田由菜

教育功労者(社会教育関係) (個人)

- 青少年指導員協議会
岩村良信 小山友紀 東田憲三
- こども会育成連絡協議会
谷宏幸
- 松原東小学校区スポーツ振興会
呉直和
- 個人
岩崎才子 上野眞貴 浜口満佑子
早川のり子

- 医師会
木野博文 木下拾介 森村正嗣
- 歯科医師会
匠原悦雄 中辻勇志 松谷善雄
- 薬剤師会
芝池力 廣瀬裕子 松山良朗



令和3年度 式並びに松原市教育委



▲市民憲章を朗読する松原第三中学校の
豊田悠央さん(左)と飯東芽さん(右)

〔教育功勞者（学校保健関係）（個人）〕

●医師会

木野博文 木下裕介 森村止嗣

●歯科医師会

匠原悦雄 中辻勇志 松谷善雄

●薬剤師会

芝池力 廣瀬玲子 松山良朗



児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、中には保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる場合もあります。このような情勢を踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止等改正法が成立し、親権者などは、児童の「しつけ」と称しても、体罰を加えてならないことが法定化され、令和2年4月より施行されています。皆さんも、気づかない間に体罰をしていないか今一度考えるきっかけにしてみてください。

また、周りに気になる人がいる場合は各相談機関へご連絡ください。こんなことしていませんか？

- ・他人の物を取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまっすぐりサービス「コミュニケーション」について知っていただくための連載です。

「しつけ」という名の「たたき」・「ける」などの

体罰は法律で禁止されています

▼問合せ 子育て支援課

・友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴ったなど
これらは全て「体罰」です。
※道に飛び出しそうな子どもを保護するた
めの行為は該当しません。



詳細は上記QRコードをご覧ください。

子育て情報発信コーナー

市では、少しでも多くの 子育てに有益な情報を発信するため「まつばら子育てネット」を更新しています。まつばら子育てネットとは支援センターなど基本的な子育て情報はもちろんのこと、その時々々の情勢に応じた情報についても更新しています。最近では、新型コロナウイルスの影響により自宅で過ごす時間が増えるため「お家でできる遊び」などの情報を掲載していました。

子育てに役立つ情報を随時更新していますので、ぜひ、ご利用ください。



子育てに役立ててなっ♪



※新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントなどが中止となる場合があります。実施の有無については、お問い合わせください。

税制改正のお知らせ

令和4年度から適用される

個人市・府民税

●住宅ローン控除の特例適用期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例の適用期間が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した人が対象となりました。

住宅ローン控除期間			
入居した年月	平成21年1月から令和元年9月まで	令和元年10月から令和2年12月まで	令和3年1月から令和4年12月まで
控除期間	10年	13年(※1)	13年(※1)(※2)

(※1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の額が10%の場合に限りです。
(※2) 注文住宅は令和2年10月から令和3年9月までの間に、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月までの間に契約する必要があります。

●セルフメイเคーション税制の見直し

平成30年度から令和4年度までだったセルフメイเคーション税制の適用期限が5年延長され、令和9年度までとなりました。

●退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員など以外の人は、退職手当などの金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日より、退職を受け取る退職手当などは、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、全額を課税の対象とすることとされます。

▼問合せ 課税課



「まつばら よろし おあがり旅 2021」好評開催中!

松原市観光協会では、令和4年3月29日(火)まで、「まつばら よろし おあがり旅 2021」を開催しています。市民の皆さんが、松原の魅力を知って、観て、体験できる「観光イベント」です。12月は下記の3プログラムを開催します。

12月開催のプログラム	
①	ポウリング場バックヤードツアーとポウリング体験 12月5日(日)
②	笑顔でキラキラ輝く貴方へ～エステとメイクのHappy コラボ～ 12月7日(火)
③	大阪欄間の粋「彫り物」に挑戦! 12月12日(日)

※全プログラム、先着申込順、予約制です。満員の場合は、ご了承ください。

※詳細は松原市観光協会ホームページ(<https://matsubara-kanko.net/enjoy/yoroshi/>)まで。



▶問合せ 松原市観光協会(市役所6階☎330-8201)



※コロナ感染予防対策を講じて開催しています。

●セルフメディケーション税制の見直し

平成30年度から令和4年度までだったセルフメディケーション税制の適用期限が5年延長され、令和9年度までとなりました。

●退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員など以外の人は、退職手当などの金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当などは、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、全額を課税の対象とすることとされます。

▼問合せ 課税課

脳ドック受診費用の一部を助成します

【対】満40歳以上の市民
【助成額】1万円
【申】**【問】**阪南中央病院、松原徳洲会病院、明治橋病院、オノクリニック、松原中央病院、うさだクリニックにて予約のうえ、地域保健課へ申し込みたい。

献血にご協力を

【時】**【所】**12月29日(木)
河内天美駅前
午前10時～午後4時
※400ml献血のみ
【問】松原市社会福祉協議会
(☎333-0294)



12月22日(木)
【問】藤井寺保健所地域保健課 (☎072-955-4181)

■藤井寺保健所からのお知らせ

【無料】HIV・梅毒即日検査 ※結果は1～2時間後/精神科医・精神保健福祉相談員によるこころの健康相談/医療機関に関する相談
【有料】水質検査/腸内細菌検査/ぎょう虫卵検査
【備】日時・費用など詳細はホームページをご覧ください

になるか、お問い合わせください。
【問】☎072-955-4181(代表)
※市外局番からおかけください。
藤井寺市藤井寺1-8-36



心房細動の治療

心臓は1分間に60～90回程度の規則正しいリズムで収縮し、全身に血液を送り出すポンプの働きをしています。このリズムが不規則になる状態を不整脈と呼びます。心房細動は、心房の働きが悪くなり、不規則に震える不整脈の1つです。この不整脈の治療において重要なことは、心臓内に血の塊が出来ないように、血をさらさらにすることです。これによりある程度脳梗塞になることを予防できます。特に心不全、高血圧、高齢者(75歳以上)、糖尿病、過去の脳梗塞のいずれか1つ以上存在すると、血をさらさらにすることにより、脳梗塞の予防につながります。以前は血をさらさらにするために、ワーファリンという薬しかなく、食物の制限と頻回の採血が必要でしたが、最近開発された薬は、何を食べても良いですし、採血も通常の患者さんの頻度と変わりありません。高血圧や糖尿病、過去の脳梗塞がある人でも、カテーテルにより心房細動を治すことが可能となっています。これにより心臓の動きも改善され、生活の質が良くなり、長く生きることが出来ると期待されています。特に心房が比較的小さい60歳以下の若い患者さんには積極的にカテーテル治療することにより、不整脈がなくなり、血をさらさらにする薬をやめると、薬の数が少なくなるなどの利点があり、喜んで頂いています。

中山内科
(上田8丁目)
院長 中山泰徳

12月1日は世界エイズデー
レッドリボン30周年Thank Together Again

レッドリボンは、HIV・エイズに関する運動の世界的なシンボルです。1991年アメリカで、エイズに苦むれた人への追悼、エイズに苦しむ人への理解と支援の意思を表明するために始まり、今年で30年になります。治療法の進歩により、HIVに感染しても、早く見つけて治療して、エイズに感染しない人と変わらない生活を送ることができるようになりました。藤井寺保健所では「即日検査」を実施しています。感染が心配な人は、HIV検査を受けましょう。
【HIV・梅毒即日検査】第1～4水曜日(祝日・年末年始を除く)受付は午前9時30分～10時30分、無料。匿名可・予約不要※年内最終受付は12月22日(木)

とき	ところ
12月2日(木)	弁天苑
12月16日(木)	松寿苑
12月23日(木)	松南苑
令和4年1月5日(木)	つるかめ苑
令和4年1月20日(木)	恵寿苑
令和4年1月25日(木)	天美荘
令和4年1月25日(木)	新町福寿苑
令和4年1月27日(木)	高見苑

【時】1所左表参照、午後1時30分～2時30分**【対】**60歳以上の市民**【備】**マスクを着用してお越しください。
【問】地域保健課



後期高齢者医療 歯科健診の実施について

後期高齢者医療 歯科健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では歯科健診を実施しています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能もチェックしますので、義歯を使用中の人も受診してください。
大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(翌年3月末まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。ただし、以下に該当する人は、歯科健診の対象外となります。
①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の人
②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養

護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人
詳細は4月下旬から5月上旬にかけてお送りした「歯科健診のお知らせ」をご覧ください(年度途中で新たに75歳になられた人には、誕生月の翌月にお送りしています)。事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。
【問】大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 (☎06-4790-2031)、医療支援課



ヘルスメイト
(松原市食生活改善推進員)がおすすめ!

今月のレシピ
ごはんを美味しく食べよう

【問】地域保健課



鮭のチーズ焼き
【食事バランスガイド】
副菜1SV 主菜2SV
牛乳・乳製品1SV

材料 (4人分)生鮭(1切70g)4切、トマト大1個、ピーマン2個、ピザ用チーズ80g、塩・こしょう各少々、サラダ油大さじ1
作り方 ①鮭の皮を取り除き、塩こしょうで下味をつける。②へたを取ったトマトを湯むきし、横半分切りにして、種を取り1cm角に切る。③フライパンにサラダ油を熱し、①をソテーする。両面こんがり焼いたら上にトマト・ピーマン・チーズを散らし、蓋をして弱火で蒸し焼きにする。チーズがとろりとしたら出来上がり。

【食事バランスガイド】
http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/

野菜たっぷり料理は「まったら愛っ娘～松原育ち～」で検索!
毎月市Facebookでも配信中!

各種相談



お気軽にご相談ください

※秘密は厳守します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合もあります。実施の有無については、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	備考・予約先・問合せ	内容	相談員	予約
法律	第1～4水曜日 午後1時～4時 (1日12人、1人1回約30分間)	電話相談(または市役所3階相談室)	市民協働課(☎334-1550)原則電話相談。希望により対面相談。	遺産相続、離婚、不動産などさまざまな法律問題	弁護士	要
行政	第1水曜日 午前9時30分～11時30分	まつばらテラス(備)	市民協働課(☎334-1550)	国の行政に関する意見など	行政相談員	要
司法書士	12月16日(休) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)	電話相談(または市役所3階相談室)	市民協働課(☎334-1550)予約は12月7日(休)午前9時～原則電話相談。希望により対面相談。	不動産の譲渡や相続、会社や法人の登記、地代・家賃などの供託、140万円までの民事紛争など	司法書士	要
行政書士	12月24日(金) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)	電話相談(または市役所3階相談室)	市民協働課(☎334-1550)予約は12月8日(休)午前9時～原則電話相談。希望により対面相談。	書類作成(遺産相続、遺言書、任意後見契約、NPO法人設立など)、許可申請に関する事	行政書士	要
不動産	12月7日(火) 午後5時～4時 (1日6人、1人1回約30分間)	電話相談(または市役所北別館会議室A)	大阪府宅地建物取引業協会 南大阪支部(☎072-958-3005)原則電話相談。希望により対面相談	不動産売買や賃貸に関する事前相談	宅地建物取引士	要
国民健康保険料の納付と相談(夜間・日曜窓口)	12月20日(月) 午後5時30分～8時 12月19日(日) 午前10時～午後5時	保険年金課(☎337-3123)		国民健康保険料の納付、相談に関する事	市職員	不要
市税の納付と相談(休日・夜間窓口)	12月19日(日) 午前10時～午後5時 12月20日(月) 午後5時30分～8時	納税課(☎337-3122)		市税の納付、相談に関する事		不要
税務	12月14日(火) 午後1時～4時 (1人1回約30分間)	市役所北別館2階会議室	平日の午前9時～正午 近畿税理士会八尾支部事務局(☎072-991-5000)	税金に関する事 ※相談者は税理士・税理士法人に關しては限り納税者に限る	税理士	要
福祉総合	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	福祉総務課(☎337-3116)電話相談可		福祉サービス、生活・健康・医療、住む、見守りなどに関する事	コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)	要
生活困窮者自立総合生活	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー(☎332-5705)		生活や就労に関する事	支援相談員	不要
心配ごと	毎週水曜日 午後1時～4時	市役所東別館	松原市社会福祉協議会(☎333-0294)	日常生活での悩みや心配ごと	民生・児童委員	不要
消費生活	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～5時	市役所6階消費生活センター	消費生活センター(☎337-3080 産業振興課)	業者との消費生活に関するトラブルに関する事	消費生活相談員	要
個人向け借金問題	12月21日(水) 午後5時～8時 (1人1回約45分間)	市役所6階消費生活センター	産業振興課(☎337-3112)予約は12月1日(休)午前9時～	ヤミ金、連帯保証、悪質商法による被害などに関する事	弁護士	要
からだの健康	12月14日(火) 午後1時15分～2時30分	市立保健センター	地域保健課(☎337-3126)	生活習慣病などに関する事	医師、保健師など	要
栄養	12月14日(火) 午後1時30分～2時45分	市立保健センター	地域保健課(☎337-3126)	食生活や栄養に関する事	管理栄養士	要
歯科	12月14日(火) 午後1時30分～2時45分	市立保健センター	地域保健課(☎337-3126)	口腔内のさまざまな問題に関する事	歯科医師、歯科衛生士	要
禁煙	月～金曜日 午前9時～午後5時	地域保健課(☎337-3126)		禁煙の支援に関する事	保健師、看護師など	要
こころとからだのなんでも健康相談(育児の事を含む)	月～金曜日 午前9時～午後5時	地域保健課(☎337-3126)		健康、食事、育児に関する事	保健師、看護師、管理栄養士など	要
労働	予約受付は月～金曜日 午前9時～午後5時30分	各社会保険労務士事務所	産業振興課(☎337-3112)	働く上でのトラブルや悩みに関する事	社会保険労務士	要
就労	月～金曜日 午前9時～午後5時 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市役所6階雇用就労支援センター はーとビュー(☎332-5705)		働く意欲がありながら、さまざまな問題で就労できずに悩んでいる人の就労に関する事 ※就職のあっせんは行っていません。	地域就労支援コーディネーター 市職員	不要
若者自立・就労	12月22日(水) 午後1時～5時	市役所相談室	南河内若者サポートステーション(☎0721-26-9441)	若者(15歳～49歳)の就労と自立に関する事 ※就職のあっせんは行っていません。	南河内若者サポートステーション職員	要
子育て・教育	家庭児童 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	子育て支援課	子育て支援課(☎337-3118)電話相談可	子ども(0歳未満、寡婦)に関する事	心理士など	要
ひとり親	第1・3木曜日 午後3時～7時	総合福祉会館	総合福祉会館(☎336-0805)	離婚前(19歳未満の子どもがいる家庭)、母子、父子家庭に関する事	市職員など	不要
進路	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	はーとビュー(☎332-5705)		進学・就学、奨学金に関する事	市職員	不要
女性	女性 カウンセリング 第1・3木曜日 午前9時30分～午後0時30分 第2・4木曜日 午後1時30分～4時30分	はーとビュー 人権交流室	はーとビュー(☎332-5705) 人権交流室(☎337-3101)一時保育あり(有料、要予約)	女性が抱える不安や悩みごと(職場や家族、パートナー、友人などのさまざまな生きづらさに対するカウンセリングや相談)	女性 カウンセラー	要
女性相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 12月4日(出)、令和4年1月8日(出) 午前10時～午後4時 12月27日(月) 午後5時～8時(夜間)	はーとビュー	はーとビュー(☎332-5705)(予約優先)		市職員 女性相談員	不要
若者	青年自立 青年自立の 巡回相談会 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 12月10日(金) 午後1時30分～4時30分	はーとビュー 中央公民館	はーとビュー(☎332-5705)(予約優先)	ひきこもり、人間関係が苦手など生きづらさを抱える青年(15歳以上～40代)の自立に関する事	青年自立支援相談員、市職員	要
人権	第1～3金曜日 午後2時～4時 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	人権交流室(☎337-3101) はーとビュー(☎332-5705)		人権問題(差別待遇、プライバシー関係、近隣トラブルなど)に関する事	人権擁護委員 市職員	不要

健康	個人向け借金問題	12月21日(火) 午後5時～8時 (1人1回約45分間)	市役所生活センター	産業振興課 (☎337-3112) 予約は12月1日(水)午前9時～	ヤミ金、連帯保証、悪質商法による被害などに関する事	弁護士	要
	からだの健康	12月14日(火) 午後1時15分～2時30分	市立保健センター	地域保健課 (☎337-3126)	生活習慣病などに関する事	医師、保健師など	
	栄養	12月14日(火) 午後1時30分～2時45分			食生活や栄養に関する事	管理栄養士	
	歯科	12月14日(火) 午後1時30分～2時45分			口腔内のさまざまな問題に関する事	歯科医師、 歯科衛生士	
	禁煙	月～金曜日 午前9時～午後5時	地域保健課 (☎337-3126)		禁煙の支援に関する事	保健師、看護師など	
	こころとからだの なんでも健康相談 (育児の事を含む)				健康、食事、育児に関する事	保健師、看護師、 管理栄養士など	
	労働	予約受付は月～金曜日 午前9時～午後5時30分	各社会保険労務 士事務所	産業振興課 (☎337-3112)	働く上でのトラブルや悩みに関する事	社会保険労務士	
	月～金曜日	市役所生活センター	働く意欲があいながら、働きづらさを感じる方への支援				地域就業支援

令和3年度 医療安全・在宅医療推進のための研修会 (健康介護まちかど相談薬局研修会)

日時：令和4年1月22日(土) 午後2時～午後5時30分

場所：Zoom ウェビナーによる「Web研修」(1,000名)

その他：令和3年度薬局の在宅医療推進事業

プログラム：

司会 一般社団法人 大阪府薬剤師会 理事 本田 多嘉子

開会挨拶

一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長 乾 英夫

講演Ⅰ

「小児在宅医療のこれまでとこれから ～令和3年の医療的ケア児支援法成立と今後の医療推進～」

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 新

講演Ⅱ

「小児在宅医療におけるかかりつけ薬局の役割について ～長期的な～」

一般社団法人 大阪府薬剤師会 府薬会営南河



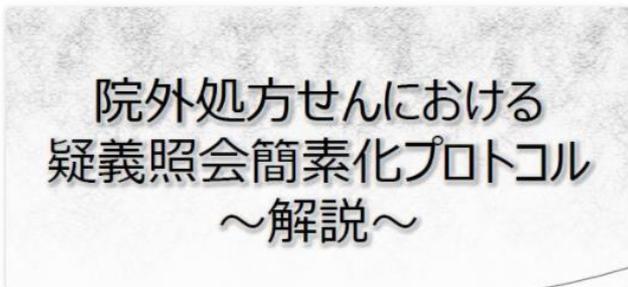
疑義照会簡素化の合意

平成30年、阪南中央病院は、薬局での患者の待ち時間軽減や処方医の負担軽減を目的とし「疑義照会簡素化プロトコル」を作成し、松原市薬剤師会会員薬局と合意書を交わしました。

この取り組みについて、松原市医師会理事の先生方が関心を持たれ「残薬調整等を薬局に任せて医師の業務負担軽減ができるのであれば、希望する開業医との合意書作成を考えて欲しい」とのご意見をいただきました。

その意向を受け、医師会・歯科医師会会員の先生方にご理解いただけるように「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル～解説～」動画を作成いたしました。

下記より解説動画をご覧いただいた上で、ご賛同いただける先生は合意書に記名・押印のうえ、一部を（一社）松原市薬剤師会へ郵送してください。



[院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルの解説 動画](#)

[解説動画スライドPDF](#)

[合意書をいただいている医療機関一覧表](#)

◆ 薬剤師会会員の先生方も、一部を当会へ届けてください。

[疑義照会簡素化プロトコル合意書](#) [ダウンロード](#)

疑義照会簡素化の合意

疑義照会簡素化の合意

始めました献血サポート薬局



日本薬剤師連盟副会長・薬剤師 神谷まさゆき



facebook [松原市薬剤師会](#)

松原市の認定かかりつけ薬局

合意書

(一社)松原市医師会会員及び(一社)松原市歯科医師会会員の医師と(一社)松原市薬剤師会は、薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用において、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について、以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ①成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)
- ②内用薬・貼付剤の剤形変更(変更不可の処方を除く)
- ③内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更(変更不可の処方を除く)
- ④取決め範囲内での日数短縮・日数適正化
- ⑤一包化、半錠、粉碎あるいは混合
- ⑥その他、合意事項

2 開始時期について

開始時期： 2020年 10月 1日

一般社団法人松原市薬剤師会

大阪府薬剤師会 松原支部

ホーム まつばら市民の皆さまへ 医療・介護職の皆さまへ 実務実習生の皆さまへ 当会会員名簿・地図 組織・沿革・お問い合わせ

疑義照会簡素化合意施設

松原市三師会 院外処方せんにおける疑義照会簡素化 合意施設一覧

松原市医師会会員	松原市歯科医師会会員	松原市薬剤師会会員
1 いしはまクリニック	いけおか歯科医院	アイ薬局
2 市丸内科	岩間歯科	あお薬局
3 伊藤クリニック	宇野歯科医院	天美薬局
4 いわくら内科クリニック	岡田歯科医院	井内薬局
5 上田診療所	奥野歯科医院	イソノ薬局
6 岡田眼科	小淵歯科医院	いちご薬局
7 片平内科	かねだ歯科クリニック	いるか薬局
8 可児放射線科	清誠歯科	うめ薬局
9 木下整形外科	後藤歯科医院	太田薬局
10 清田クリニック	さつき歯科	オリーブ薬局
11 黒岡診療所	重田歯科	きらら薬局
12 こうもと内科・消化器内視鏡クリニック	柴田歯科医院	品川薬局
13 塩見内科ひふ科医院	芝野歯科医院	トンボ薬局

疑義照会簡素化の合意

疑義照会簡素化の合意

始めました献血サポート薬局



日本薬剤師連盟副会長・薬剤師 神谷まさゆき



17	田上整形外科	高田歯科医院	ピープル薬局
18	中山内科	谷下歯科医院	日の丸薬局
19	西澤クリニック	辻本歯科医院	フロンティア薬局
20	西本産婦人科	鶴谷歯科医院	別所うめ薬局
21	西本耳鼻咽喉科	寺下歯科	みやげ薬局
22	はくいクリニック	早川歯科医院	やまと薬局
23	ひろわたり診療所	ひがしの歯科医院	ラビット松原薬局
24	ほずみ小児科クリニック	ふくもと歯科	リーフ薬局
25	マサキクリニック	ふじい歯科クリニック	わかば薬局
26	増田整形外科クリニック	藤田歯科医院	
27	松原中央病院	古橋歯科医院	
28	松本医院	堀内歯科医院	
29	松本クリニック	松川歯科医院	
30	宮高医院	松谷歯科医院	
31	森村医院	松永歯科医院	
32	本吉診療所	弓立歯科医院	
33	山田医院	横内歯科医院	
34	吉本眼科	わたなべ歯科	
35	李クリニック		

松原市の認定かかりつけ薬局



松原市薬剤師会

天美薬局	☎072-331-0644
井内薬局	☎072-331-4627
イソノ薬局	☎072-331-0446
いちご薬局	☎072-336-1589
いるか薬局	☎072-332-1721
太田薬局	☎072-331-7352
きらら薬局	☎072-337-7622
品川薬局	☎072-331-4343
芝池じゅんあい薬局	☎072-336-1122
セントラル薬局	☎072-332-9956
パートナーぬのせ薬局	☎072-339-7771

林薬局	☎072-331-0178
日の丸薬局	☎072-331-0919
松原中央薬局	☎072-332-9332
みやげ薬局	☎072-333-3975
宮崎薬局	☎072-334-7600
わかば薬局	☎072-339-6630

- ◆第1回献血サポート薬局活動
- ◆第4回松原市薬剤師大会を開催
- ◆第3回松原市薬剤師大会を開催
- ◆第2回松原市薬剤師大会を開催

一般社団法人松原市薬剤師会

大阪府薬剤師会 松原支部

[ホーム](#)

[まつばら市民の皆さまへ](#)

[医療・介護職の皆さまへ](#)

[実務実習生の皆さまへ](#)

[当会会員名簿・地図](#)

[組織・沿革・お問い合わせ](#)

当会会員名簿・地図

◆ 松原支部会員薬局

[\(2021年11月更新\) 松原市薬剤師会会員一覧_202111](#)

[\(2021年11月更新\) 松原市薬剤師会マップ_202111](#)

[調剤について24時間対応できる体制を整えている薬局リスト201811](#)

■ 河内松原駅 南地区

府認=大阪府薬剤師会認定かかりつけ薬局、献血=献血サポート薬局、健康=健康サポート薬局

薬局名	会員名	住所；松原市	電話	府認	献血	健康
宮崎薬局	宮崎雅美	立部1-121	0723347600	○	○	
いちご薬局	松谷威夫	岡2-7-5	0723361589	○	○	
きらら薬局	神山えり子	新堂3-5-10	0723377622	○	○	
漢薬堂薬局	藪野知恵子	新堂3-4-10	0723360067	○		
松原中央薬局	高木勝司	上田7-14-15	0723329332	○		
ライフオート松原薬局	大西愉貴	上田5-10-37	0723410395		○	○
ピープル薬局	二宮佐江子	上田3-4-11	0723335900	○	○	○
日の丸薬局	曾我佳史	上田3-4-4	0723310919	○	○	○
わかば薬局	隅谷祐二	上田3-1-13	0723396630	○	○	

トップ

くらし・住まい
まちづくり

人権・男女
共同参画

福祉・
子育て

教育・学校・
青少年

健康・医療

商工・労働

環境・
リサイクル

農林・
水産業

都市魅力・
観光・文化

都市計画・
都市整備

防災・安全・
危機管理

府政運営・
市町村

▶ [ホーム](#) > [健康・医療](#) > [健康](#) > [大阪府医療計画](#) > 第7次大阪府医療計画（2018（平成30）年度から2023年度）

[はじめての方へ](#) | [サイトマップ](#)

第7次大阪府医療計画（2018（平成30）年度から2023年度）



更新日：令和元年7月25日

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代のすべての方が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、効果的かつ効率的で、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第7次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性としました。

また、日本は世界有数の長寿国です。人生100年時代の到来が叫ばれる中、誰もが心身ともに健康に生きる、健康長寿の社会づくりが求められています。本計画と同時に改訂・策定した「第3次大阪府健康増進計画」、「第3期大阪府がん対策推進計画」等の関連計画とも相互に連携し、医療提供体制の充実にあわせ、健康寿命の延伸にも取り組み、安心して暮らし続けることができる大阪の実現をめざします。

1. 第7次大阪府医療計画

概要版

第7次大阪府医療計画 概要 [【その他のファイル/329KB】](#)

コンパクト版 [【Wordファイル/5.4MB】](#) [【PDFファイル/5.24MB】](#)

一括ファイル

第7次大阪府医療計画 全文 [【Wordファイル/36.76MB】](#) [【PDFファイル/12.84MB】](#)

第7次大阪府医療計画

(2018 年度～2023 年度)



平成 30 (2018) 年 3 月

大阪府

2025 年を見据えた医療提供体制の確保に向けて

我が国では、世界に例のない高齢化が進んでおり、中でも大阪府は、高度成長期の人口流入等の影響により、高齢者数の大幅な増加が見込まれています。

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代のすべての方が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、効果的かつ効率的で、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第7次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性とししました。

また、日本は世界有数の長寿国です。人生100年時代の到来が叫ばれる中、誰もが心身ともに健康に生きる、健康長寿の社会づくりが求められています。本計画と同時に改訂・策定した「第3次大阪府健康増進計画」、「第3期大阪府がん対策推進計画」等の関連計画とも相互に連携し、医療提供体制の充実にあわせ、健康寿命の延伸にも取り組み、安心して暮らし続けることができる大阪の実現をめざします。

そのためには、本計画の取組状況について、地域や府民の視点から効果検証を行いながら、スパイラルアップしていく仕組みを機能させることが重要です。引き続き、大阪府の医療に関わる皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた大阪府医療審議会、各二次医療圏における保健医療協議会（地域医療構想調整会議）・関係懇話会・部会等の委員の皆様をはじめ、市町村、関係団体や府民の皆様方には、心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

目 次

第1章 大阪府医療計画について

第1節	大阪府医療計画とは	3
第2節	医療制度と医療機関の受診	5
第3節	第6次計画の評価	8
第4節	第7次計画の基本的方向性	10

第2章 大阪府の医療の現状

第1節	医療圏	15
第2節	人口	19
第3節	人口動態	20
第4節	府民の受療状況	26
第5節	医療提供体制	31
第6節	特定機能病院	41
第7節	地域医療支援病院	43
第8節	社会医療法人	46
第9節	公的医療機関等	49
第10節	(地独)大阪府立病院機構	53
第11節	保健所	56
第12節	関係機関	58

第3章 基準病床数

第1節	基準病床数	63
-----	-------	----

第4章 地域医療構想

第1節	地域医療構想について	71
第2節	将来の医療需要と病床数の必要量の見込み	72
第3節	病床の機能分化・連携の推進にあたっての現状と課題	80
第4節	病床の機能分化・連携を推進するための施策の方向	87

第5章 在宅医療

第1節	在宅医療の特性	95
第2節	在宅医療の現状と課題	97
第3節	在宅医療の施策の方向	107

第6章 5疾病4事業の医療体制

第1節	がん	117
第2節	脳卒中等の脳血管疾患	131
第3節	心筋梗塞等の心血管疾患	143
第4節	糖尿病	155
第5節	精神疾患	168
第6節	救急医療	188
第7節	災害医療	200
第8節	周産期医療	212
第9節	小児医療	231

第7章 その他の医療体制

第1節	高齢者医療	249
第2節	医療安全対策	256
第3節	感染症対策	261
第4節	臓器移植対策	273
第5節	骨髄移植対策	277
第6節	難病対策	281
第7節	アレルギー疾患対策	288
第8節	歯科医療対策	294
第9節	薬事対策	299
第10節	血液の確保対策	304

第8章 保健医療従事者の確保と資質の向上

第1節	医師	-----	309
第2節	歯科医師	-----	314
第3節	薬剤師	-----	316
第4節	看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む））	-----	318
第5節	診療放射線技師	-----	325
第6節	管理栄養士・栄養士	-----	327
第7節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士	-----	329
第8節	歯科衛生士・歯科技工士	-----	332
第9節	福祉・介護サービス従事者	-----	334
第10節	その他の保健医療従事者	-----	338

第9章 二次医療圏における医療体制

第1節	豊能二次医療圏	-----	345
第2節	三島二次医療圏	-----	360
第3節	北河内二次医療圏	-----	375
第4節	中河内二次医療圏	-----	391
第5節	南河内二次医療圏	-----	405
第6節	堺市二次医療圏	-----	421
第7節	泉州二次医療圏	-----	436
第8節	大阪市二次医療圏	-----	453

参考資料

第7次大阪府医療計画【概要】	-----	472
----------------	-------	-----

第1章

大阪府医療計画について

- 第1節 大阪府医療計画とは
- 第2節 医療制度と医療機関の受診
- 第3節 第6次計画の評価
- 第4節 第7次計画の基本的方向性

第1節 大阪府医療計画とは

1. 医療計画とは

(1) 計画の趣旨

○大阪府医療計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」であり、5疾病4事業及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画^{注1}です。

○本計画は、医療機関や関係機関に対し、今後の医療体制を検討していく上での基本的な方向性を示すとともに、府民に対しては、良質かつ適切な医療を受ける際の参考となる基本的情報を提供するものです。

図表 1-1-1 医療計画について

【医療法第30条の4第1項】
都道府県は、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

医療計画の指針で示されている項目

○5疾病^{注2}4事業及び在宅医療の目標に関する事項

- | | | |
|----------|-------------|----------|
| ・ がん | ・ 精神疾患 | ・ 周産期医療 |
| ・ 脳卒中 | ・ 救急医療 | ・ 小児医療 |
| ・ 急性心筋梗塞 | ・ 災害時における医療 | （小児救急含む） |
| ・ 糖尿病 | ・ へき地の医療 | ・ 在宅医療 |

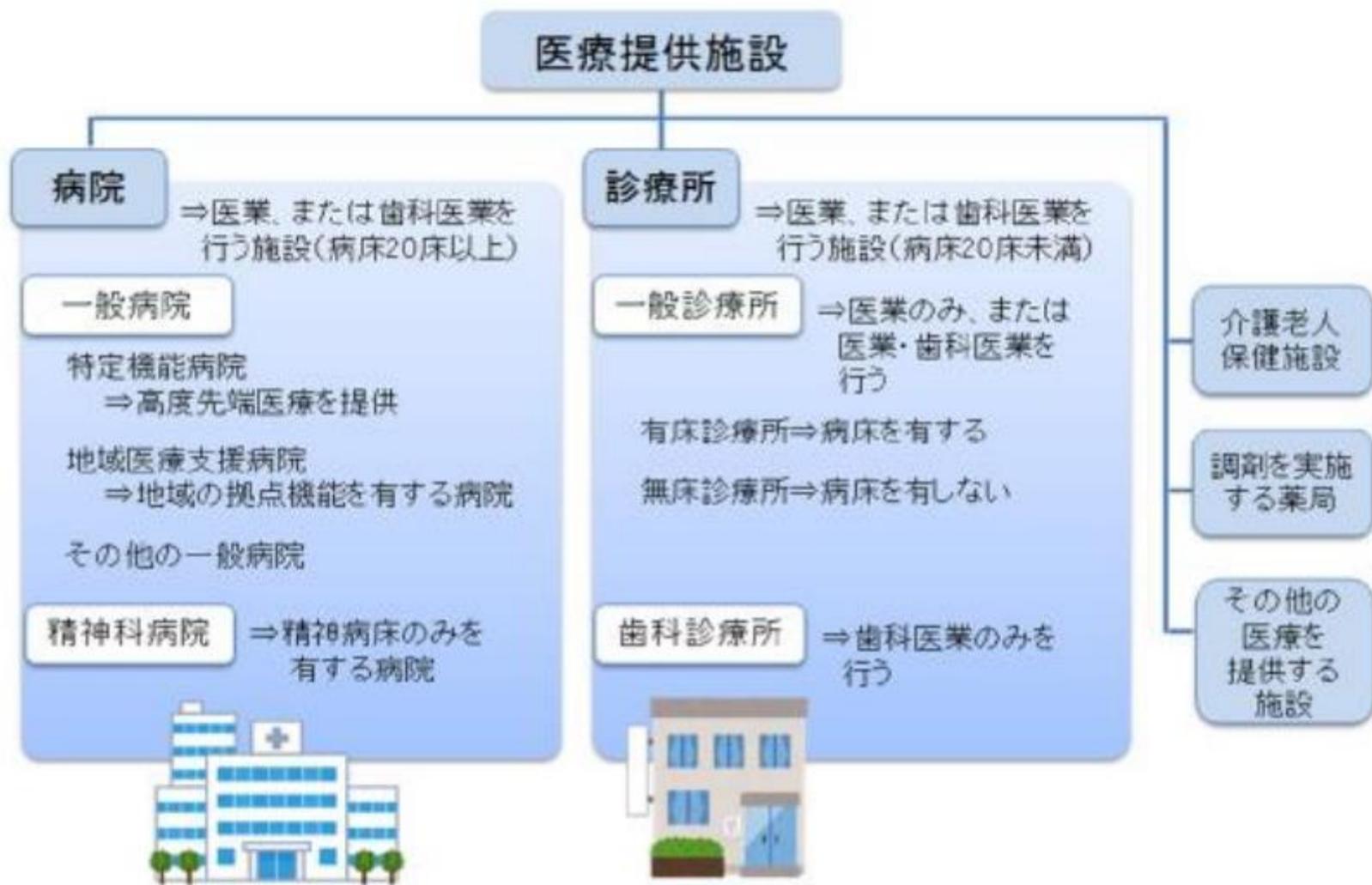
○基準病床数に関する事項

○地域医療構想に関する事項

○医療の安全の確保に関する事項

○医療従事者の確保に関する事項 等

図表 1-2-2 医療提供体制の概要



【参考】

(大阪府医療機関情報システム)

- 大阪府内にある全ての医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）に関する情報をインターネットを通じて提供するシステムです。
- 「現在診療中の医療機関を探す」ことができます。
- 「いろいろな条件で医療機関を探す」ことができます。
→「診療科目から」「医療機能から」「住所・駅から」「外国語対応から」
- 大阪府医療機関情報システムのホームページ

<http://www.mfis.pref.osaka.jp>

検索サイトで「大阪府医療機関情報システム」で検索。

大阪府医療機関情報システム

検索



携帯サイト



(薬局機能情報検索システム)

○患者による薬局選択の幅を広げ、医療サービスの向上を図るため、薬局機能情報検索システムを運用しています。

○大阪府内にある全ての薬局に関する情報をインターネットで検索できるシステムです。

○「いろいろな条件で検索する」ことができます。

→「現在開局している薬局」「住所から」「相談への対応状況から」

○薬局機能情報システムのホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=yakkyoku>

検索サイトで「大阪府薬局機能情報」で検索。

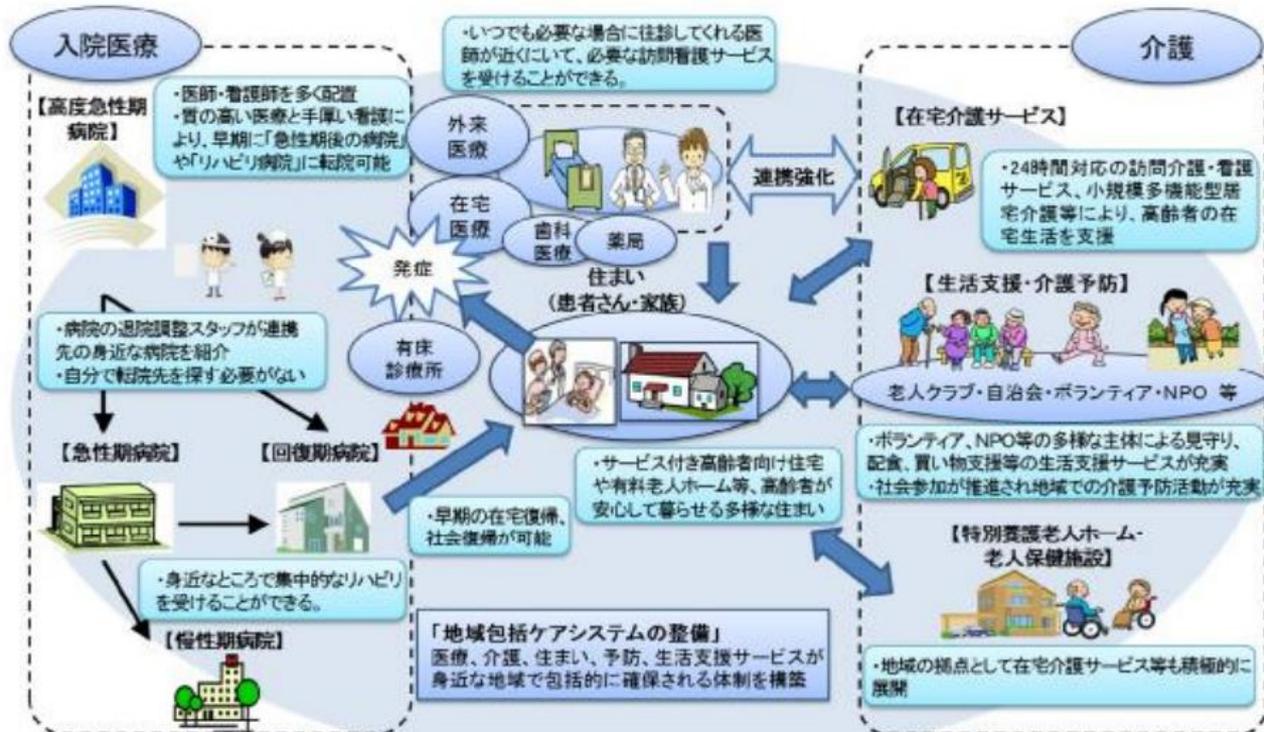
大阪府薬局機能情報

第4節 第7次計画の基本的方向性

1. 地域包括ケアシステムを支える医療の充実

○団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）」の構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実が求められています。

図表 1-4-1 地域包括ケアシステムの概念図



※保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等

第2章

大阪府の医療の現状

- 第1節 医療圏
- 第2節 人口
- 第3節 人口動態
- 第4節 府民の受療状況
- 第5節 医療提供体制
- 第6節 特定機能病院
- 第7節 地域医療支援病院
- 第8節 社会医療法人
- 第9節 公的医療機関等
- 第10節 (地独) 大阪府立病院機構
- 第11節 保健所
- 第12節 関係機関

第1節 医療圏

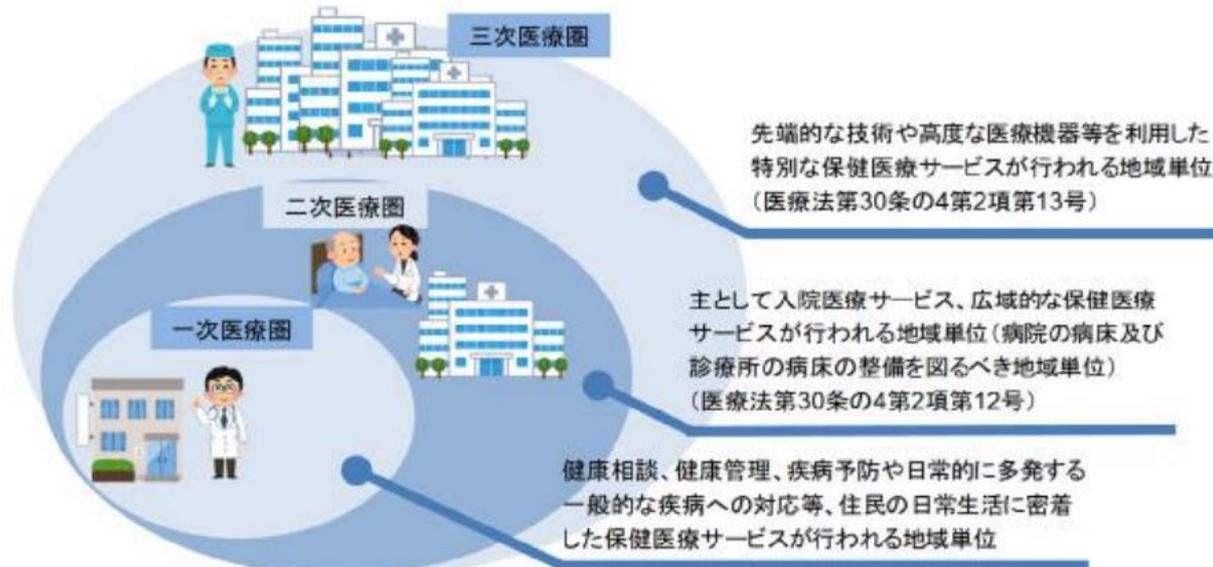
1. 医療圏とは

(1) 設定の趣旨

○保健医療サービスには、府民の生活に密接に関わる頻度の高いものから、極めて高度・専門的な医療まで様々な段階があります。医療資源が限られている中で、府民に保健医療サービスを適切かつ効率的に提供していくためには、医療機関が機能を分担し相互に連携していくことが必要になります。

○本計画では、保健医療サービスを提供する地域単位として、一次、二次、三次の医療圏をそれぞれ設定し、全体で包括的な医療サービスを提供するための体制整備をめざします。

図表 2-1-1 医療圏の概念図



2. 医療圏の設定

(1) 医療圏の設定と役割

○大阪府では、淀川、大和川により大きく3つのエリアに分けられること、鉄道・道路網が大阪市を中心に放射状に延びているという地勢に鑑み、昭和63年度の大阪府保健医療計画策定時に医療圏を設定しました。

【一次医療圏】

○一次医療圏は、住民にとって身近で利用しやすい保健医療サービスが提供されることが可能な地域単位であるため、第6次計画に引き続き、市町村単位で設定します。

【二次医療圏】

○二次医療圏は、主として入院医療サービス、広域的な保健医療サービスが行われる地域単位であり、国が示す設定要件は人口20万人以上となっています。

○第6次計画で設定した大阪府の8つの二次医療圏はすべて20万人以上の人口から構成されているため（図表2-1-2参照）、第7次計画においても、引き続き同じ地域単位を、二次医療圏として設定します。

○なお、各二次医療圏においては、医療需要は概ね7割以上満たされています（第2章第4節「府民の受療状況」参照）。

【三次医療圏】

○三次医療圏は、高度で特殊な診療機能を提供することが可能な地域単位であるため、第6次計画に引き続き、府内全域をひとつの三次医療圏として設定します。

3. 二次医療圏について

(1) 二次医療圏の概況

○大阪府の二次医療圏の概況は、図表 2-1-2 のとおりであり、大阪府高齢者計画で設定する大阪府高齢者保健福祉圏とも合致しています。

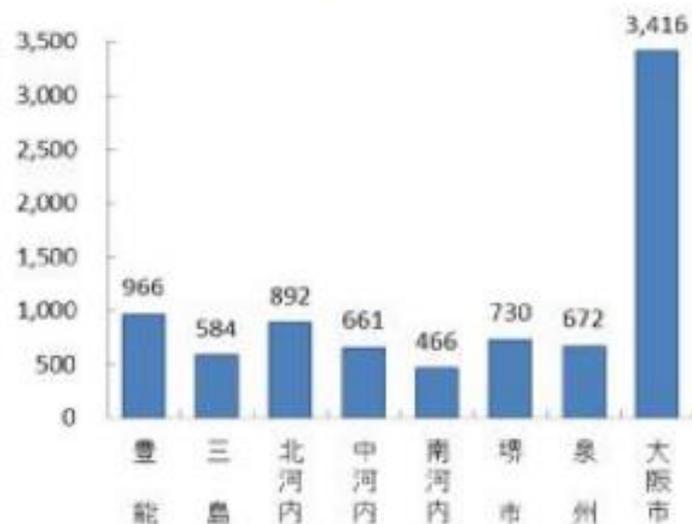
図表 2-1-2 二次医療圏の概況(平成 28 年 10 月 1 日現在)

二次医療圏	構成市町村	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
豊能	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町	1,041,743	276	3,780
三島	高槻市、茨木市、摂津市、島本町	747,084	213	3,500
北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	1,158,727	177	6,534
中河内	八尾市、柏原市、東大阪市	839,315	129	6,515
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	609,014	290	2,100
堺市	堺市	837,603	150	5,591
泉州	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	902,293	445	2,028
大阪市	大阪市	2,702,033	225	11,998

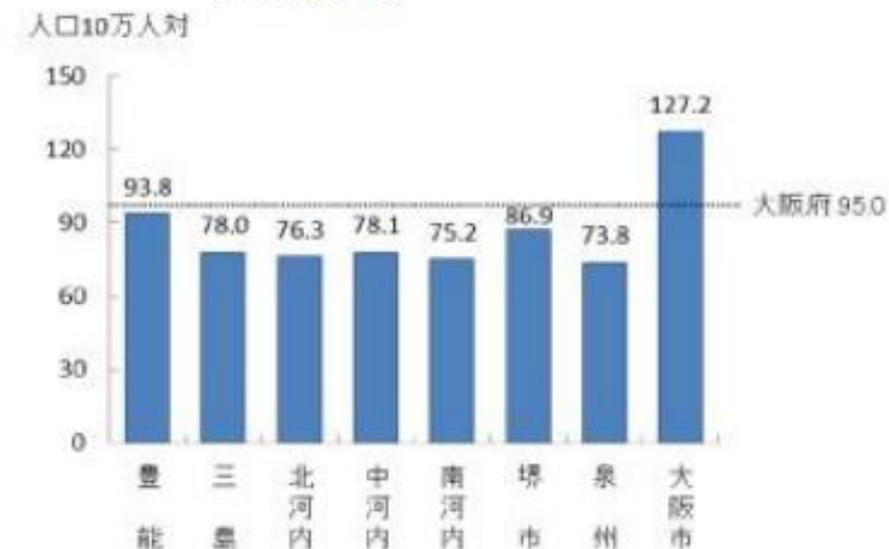
【二次医療圏別一般診療所数】

○人口10万人対一般診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均95.0を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-15 二次医療圏別一般診療所数
(平成28年)



図表 2-5-16 人口10万人対の二次医療圏別一般診療所数
(平成28年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」、総務省「国勢調査」

※「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成26年10月1日現在）」

3. 歯科診療所

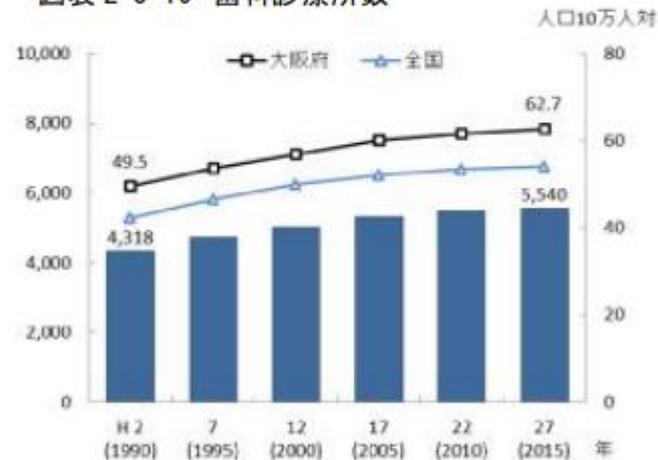
【歯科診療所数の推移】

○大阪府における歯科診療所数は、平成28年10月1日現在5,553施設で、人口10万人対では62.9（全国54.3）となっています。

【二次医療圏別歯科診療所数】

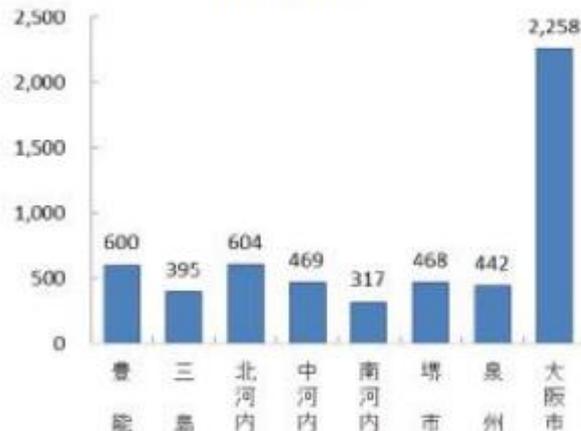
○人口10万人対歯科診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均62.9を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-19 歯科診療所数

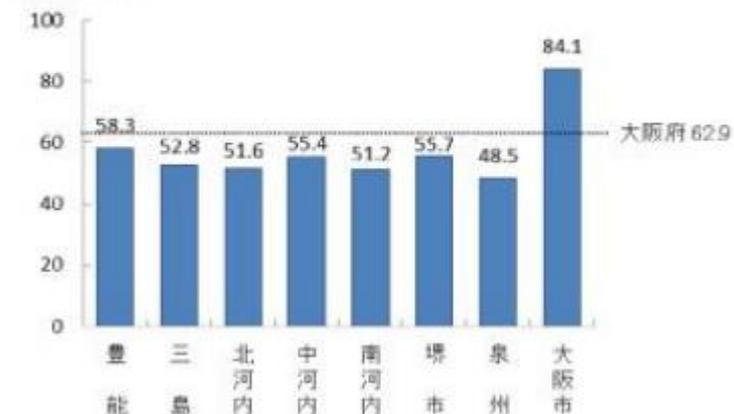


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-20 二次医療圏別歯科診療所数 (平成28年)



図表 2-5-21 人口10万人対の二次医療圏別歯科診療所数 (平成28年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」、総務省「国勢調査」

※「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成26年10月1日現在）」

4. 薬局数

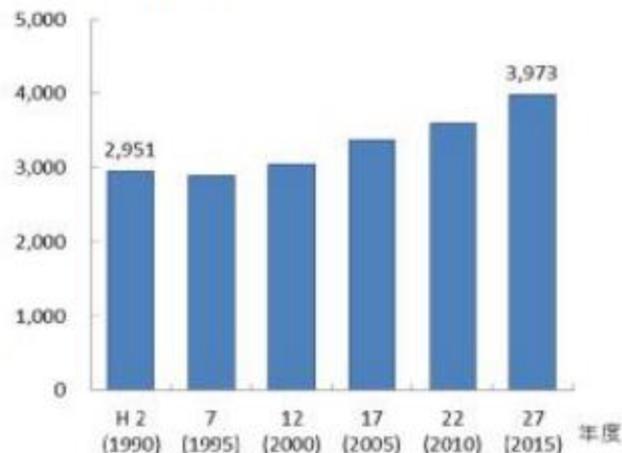
【薬局数の推移】

○大阪府における薬局数は、平成 29 年 3 月現在 4,046 施設、人口 10 万人対では 45.8 で、全国 46.2 を下回っています。

【二次医療圏別薬局数】

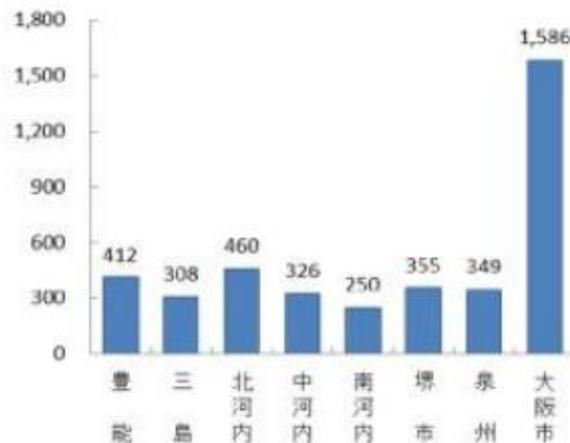
○人口 10 万人対薬局数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均 45.8 を上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-23 薬局数

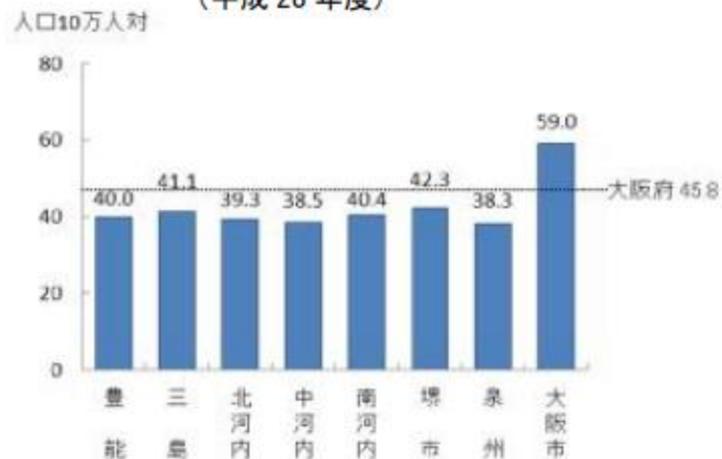


出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

図表 2-5-24 二次医療圏別薬局数(平成 28 年度)



図表 2-5-25 人口 10 万人対の二次医療圏別薬局数(平成 28 年度)



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「国勢調査」

※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成 26 年 10 月 1 日現在）」

地域医療支援病院



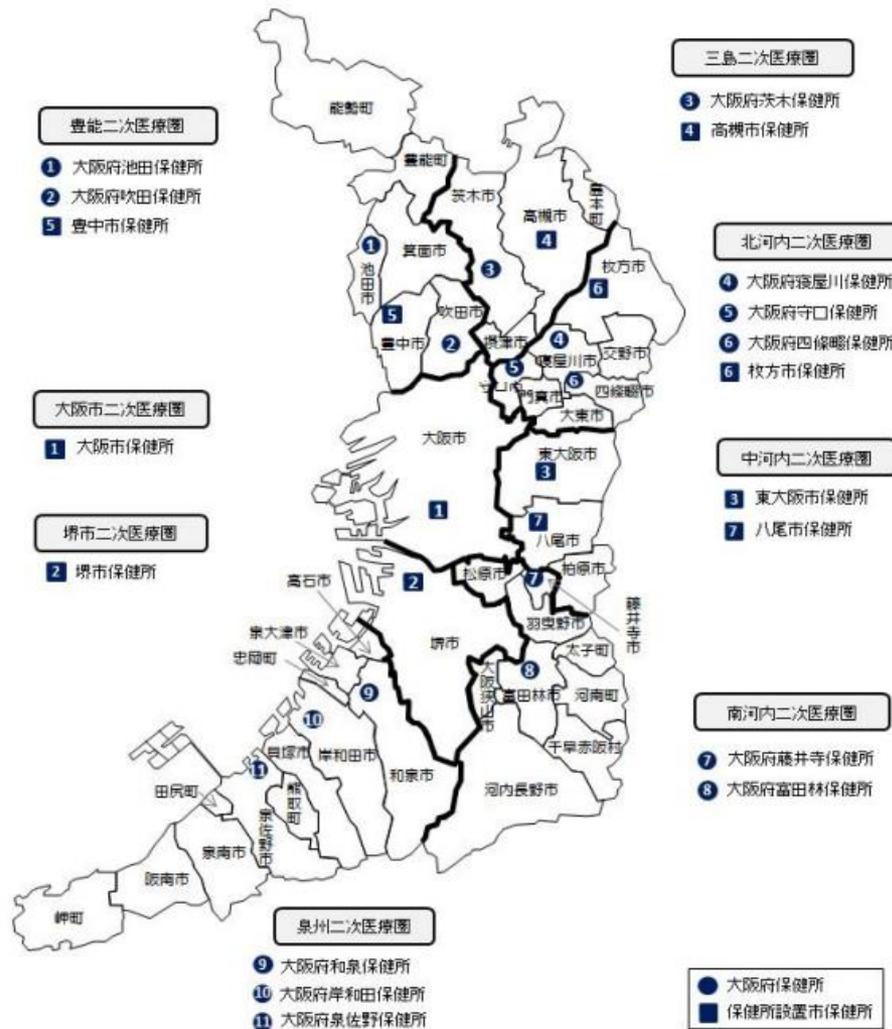
府内の社会医療法人の病院



公的医療機関等



保健所一覧



平成 30 年 4 月 1 日現在 (予定)

※平成 30 年 4 月の八尾市の中核市移行に伴い、大阪府藤井寺保健所(南河内二次医療圏に所在)が中河内二次医療圏を担当します(予定)。

第 11 節 保健所

1. 保健所について

(1) 役割

- 保健所は、地域保健法に基づき都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市（以下、これらの市を「保健所設置市」という。）、特別区に設置されます。
- 府内保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的業務を行うとともに、大規模災害の発生や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、さらには大規模食中毒等の発生等に対する健康危機管理への取組を行っています。
- また、医療・介護・福祉等との関連では、管轄区域にかかる医療に関する情報の収集・管理及び分析を行い、医療機関の医療機能分化・連携を進めているほか、在宅医療・介護を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、管轄市区町村を支援しています。

2. 府内の保健所一覧（予定）

○平成30年4月1日現在、府保健所が11か所、保健所設置市保健所が7か所あります。

図表 2-11-1 大阪府保健所(平成30年4月1日現在(予定))

	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	所管区域
1	豊能	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
2		吹田保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2225	吹田市
3	三島	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
4	北河内	寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771	寝屋川市
5		守口保健所	守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	06-6993-3131	守口市、門真市
6		四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	大東市、四條畷市、交野市
7	中河内	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	柏原市
	南河内				松原市、羽曳野市、藤井寺市
8			富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681
9	泉州	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
10		岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
11		泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

図表 2-11-2 保健所設置市保健所(平成30年4月1日現在(予定))

	二次医療圏	名称	所在地	電話番号
1	大阪市	大阪市保健所	大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディアクス10階	06-6647-0641
2	堺市	堺市保健所	堺市堺区南瓦町3-1(市役所内)	072-222-9933
3	中河内	東大阪市保健所	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-3800
4	三島	高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9333
5	豊能	豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7307
6	北河内	枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-845-3151
7	中河内	八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661

第12節 関係機関

1. 関係機関について

○医療提供体制の構築に当たっては、下記関係機関を始め、多くの機関と共に取り組んでいます。

(1) 一般社団法人 大阪府医師会

○一般社団法人 大阪府医師会は、医道の高揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
○大阪府医師会保健医療センターの運営 ○大阪府医師会予防接種センターの運営 ○健康問題相談 ○休日・夜間の急病診療活動 ○(財)大阪府保健医療財団の事業への協力基幹災害医療センター	○会員は質の高い医療の提供に取組むとともに、会は会員の資質向上にむけた生涯研修活動や、各種の地域保健医療活動等を行い、地域の医療向上に取り組んでいます。 ○府民の健康増進のために、各種健康教育活動やテレビ・ラジオでの健康情報提供、学校医活動や産業医活動等、予防においても幅広い活動を行うとともに、看護師の養成等、人材の養成・確保にも取り組んでいます。

(2) 一般社団法人 大阪府歯科医師会

○一般社団法人 大阪府歯科医師会は、医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆歯科衛生の普及を図り、会員の社会的地位の向上に資し、ひいては社会及び会員の福祉を増進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
○夜間緊急歯科診療や訪問歯科診療の実施 ○生涯を通じた口腔保健医療の推進 ○歯周疾患検診等市町村事業への協力 ○住民主体の8020運動の推進 ○事業所歯科健診の実施 ○歯科保健大会やポスターコンクールの開催による啓発	○会員診療所等を通じて府民に対して口腔保健・歯科医療を提供するとともに、夜間・休日緊急歯科診療、障がい者歯療、在宅介護者等に対する訪問歯科診療、地域歯科保健活動、学校歯科保健活動等を行っています。 ○府民が常に最良の口腔保健・歯科医療の提供を受けられるよう、大阪歯科保健大会、学術研修会等を開催することにより、人材の養成・確保に努めています。 ○地域における医科・歯科・介護等の連携の充実や、生涯にわたり、必要な時に必要な口腔保健・歯科医療サービスが受けられる体制の普及・推進に努めています。

(3) 一般社団法人 大阪府薬剤師会

○一般社団法人 大阪府薬剤師会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展に資することにより、府民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
○健康サポート薬局の整備・推進 ○かかりつけ薬剤師・薬局の育成・支援 ○医薬品等の適正使用啓発 ○薬物乱用防止啓発活動の推進 ○在宅医療への支援体制の整備 ○無菌下で注射剤を調製できる薬剤師・薬局の育成・整備 ○休日・夜間薬局体制の整備 ○府民からの薬に関する相談応需 ○医薬品備蓄体制の整備(災害用を含む)	○会員は、調剤及び医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって地域医療・保健の向上をめざすとともに府民の生命、健康の保持増進に取り組んでいます。 ○会員の資質の向上に務める必要があることから、最新の薬学・医学等に関する知識を習得するための研修会を行う等、人材の養成・確保に努めています。

(4) 公益社団法人 大阪府看護協会

○公益社団法人 大阪府看護協会は、保健師、助産師、看護師、准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々の「いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」の実現に寄与することを目的としています。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○看護教育及び学会等学術振興に関する事業 ○看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 ○看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業 ○地域ケアサービスの実施及び促進等による府民の健康及び福祉の増進に関する事業 ○日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業 ○看護の国際交流等に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は病院、地域、学校、研究機関等あらゆるフィールドでの看護実践をとおして、人々の生命と尊厳を尊重し、健康と生活を支えるよう努めています。 ○平成9年度からは、『看護師等の人材の確保に関する法律』に基づく『大阪府ナースセンター』の指定を受け、大阪府から看護職員再就業支援に係る事業の委託を受け、実施しています。

(5) 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

○一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会は、訪問看護事業に関する研修や情報交換を行うと共に、訪問看護に関する知識の啓発と事業所間の連携を密にすることにより、訪問看護事業の健全な発展と府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護事業に関する研修会や講演会等の開催 ○訪問看護事業に関する情報収集と情報交換 ○訪問看護に関する知識の啓発と普及 ○訪問看護事業に関する相談事業 ○訪問看護事業の経営及びサービスの質の確保・向上等に関する調査研究 ○訪問看護事業に関する関連団体等との連携及び交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○ご本人とご家族が安心して毎日を過ごしていただくために、医療機関・保健福祉関係機関・介護事業所との連携を行っています。 ○予防を含む健康状態の管理とサポート・在宅療養の助言・緊急時の対応・看取りの支援等看護ケアの提供が推進されるよう、府民向けの事業の実施・市町村ごとの事業推進を図っています。

(6) 一般社団法人 大阪府病院協会

○一般社団法人 大阪府病院協会は、大阪府域に所在する全病院の一致協力により、病院の資質の向上発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連絡、協力を推進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○病院の管理、運営の調査研究並びに合理化の促進に関する事項 ○学術及び病院学会の開催に関する事項 ○医療制度、医療保険、医療融資、税制、その他諸制度の調査、研究並びに改善促進に関する事項 ○保健衛生思想の普及啓発に関する事項 ○関係機関、団体との連携、調整に関する事項 ○関係従業員の充足対策、教育指導及び表彰に関する事項 ○病院需要資材の調査、研究並びに調達に関する事項 ○看護師等の医療従事者の養成と再教育に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員病院は大阪府の各地域で必要とされる医療提供体制を構築し、地域住民の皆様にとって最適で質の高い医療の提供に努めています。

(7) 一般社団法人 大阪府私立病院協会

○一般社団法人 大阪府私立病院協会は、府内の私立病院が一同団結し、病院資質の向上、発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連携を図ることを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○私立病院の管理、運営等の調査研究を行い、質の高い病院経営の推進 ○医療保険、医療制度等の調査研究を行い、適切な医療提供 ○医学、学術の研修会及び病院学会等の開催を行い、人材教育に努める ○病院職員の充足対策、教育指導、福利厚生及び表彰に関する活動 ○大阪府医師会、病院団体との連携、調整に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年1月より大阪府の委託を受け「医療勤務環境改善支援センター」を開設し、働き甲斐のある病院作りのために勤務環境改善支援等の業務を行っています。 ○私立病院協会の事務長会、看護部会、医事研究会による病院管理、運営に関する調査研究、並びに人材育成を活発に行っています。

(8) 一般社団法人 大阪精神科病院協会

○一般社団法人 大阪精神科病院協会は、精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設の向上発展を図り、精神保健医療及び社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健医療及び福祉並びに精神科病院等の施設に関する調査研究、関係機関との協議、提言 ○精神科病院等の施設に関する人材育成及び教育研修 ○メンタルヘルスの推進及び普及啓発 ○精神科病院等の施設における医療安全と質の向上に関する事業 ○精神科救急等地域の精神医療供給体制の整備・充実に関する事業 ○大精協看護専門学校の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府精神科救急医療システムに参画し、夜間・休日に当番病院が精神科救急医療情報センターを通じての救急隊や患者・家族からの救急受診要請に応じています。 ○大阪府夜間・休日合併症支援システムに参画し、当番病院が二次救急医療機関等へのコンサルテーションや、患者の受入れに応じています。 ○毎年度、会員病院の相互訪問によるピア・レビューを実施し、精神医療の質の向上を図っています。 ○大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に参画し、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に努めています。 ○様々な学術講演会や研修会を開催し、会員病院のスタッフの資質の向上に努めています。

(9) 大阪府保険者協議会

○大阪府保険者協議会は、大阪府内の保険者^{注1}の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図ること等を目的に設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○保険者協議会をはじめ、医療費調査部会、保健活動部会等を開催し、保険者間での課題や情報の共有化 ○大阪府保健医療計画への意見提出 ○大阪府医療費適正化計画への協力並びに協議 ○データヘルスの推進及び特定健診・特定保健指導等指導プログラム習得のための研修会等の実施 ○特定健康診査等集合契約のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」に記載の予防・健康づくりに向けて、地域と職域が連携した予防に関する活動に示された4項目の検討・実施に取り組んでいます。

注1 大阪府内の保険者：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいいます。

(3) 一般社団法人 大阪府薬剤師会

○一般社団法人 大阪府薬剤師会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展に資することにより、府民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none">○健康サポート薬局の整備・推進○かかりつけ薬剤師・薬局の育成・支援○医薬品等の適正使用啓発○薬物乱用防止啓発活動の推進○在宅医療への支援体制の整備○無菌下で注射剤を調製できる薬剤師・薬局の育成・整備○休日・夜間薬局体制の整備○府民からの薬に関する相談応需○医薬品備蓄体制の整備(災害用を含む)	<ul style="list-style-type: none">○会員は、調剤及び医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって地域医療・保健の向上をめざすとともに府民の生命、健康の保持増進に取り組んでいます。○会員の資質の向上に務める必要があることから、最新の薬学・医学等に関する知識を習得するための研修会を行う等、人材の養成・確保に努めています。

第1節 地域医療構想について

1. 地域医療構想策定の背景

○2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加することが予想されます（第2章第2節「人口」参照）。

○2014年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、医療法が改正され、地域において将来のあるべき医療体制の構築に向け、医療機能の分化・連携や在宅医療の充実等をさらに推進するため、都道府県は「地域医療構想」の策定を行うこととなりました。

2. 地域医療構想とは

○「地域医療構想」は、一般病床及び療養病床について、病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの将来の医療需要と病床数の必要量と在宅医療等の将来の医療需要を推計し、2025年のあるべき医療体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要なとなる施策の方向を示すものです。

○なお、本章では、病床の機能分化・連携を中心に記載しますが、本府では、在宅医療、5疾病4事業等、本計画で記載している各取組により、地域医療構想を推進していきます。

図表 4-1-1 治療経過毎の医療機能



第2節 将来の医療需要と病床数の必要量の見込み

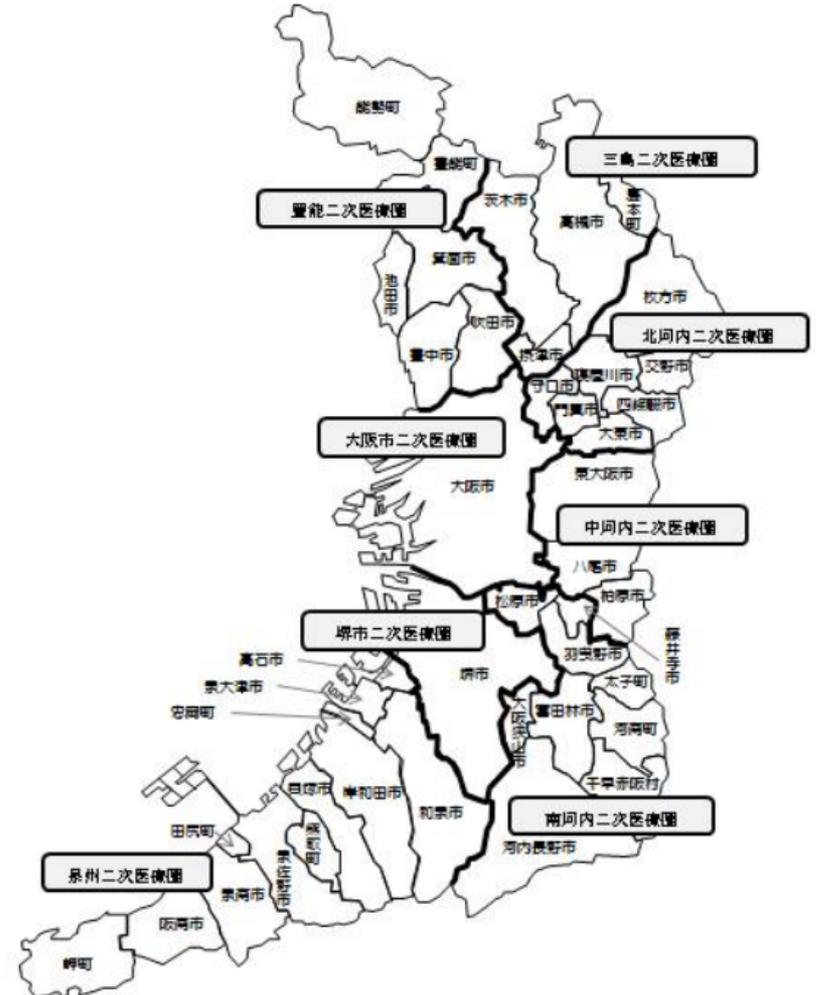
1. 将来の医療需要と病床数の必要量の推計手順

(1) 構想区域の設定

○「構想区域」とは、将来の医療提供体制を検討する際の地域単位であり、将来の医療需要と病床数の必要量^{注1}は、構想区域単位で算出します。

○大阪府では、保健・医療・福祉の各分野において整合性の取れたサービスを提供する「二次医療圏」(第2章第1節「医療圏」参照)を、「構想区域」として設定します。

図表 4-2-1 構想区域(二次医療圏)の概況



(2) 医療需要と病床数の必要量の推計方法

○医療需要と病床数の必要量は、厚生労働省令に基づき、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療等）ごとに算出しています。

○なお、医療機能は、患者に対して行われた1日当たりの診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値（医療資源投入量）等により区分されています。

○また、「慢性期」と「在宅医療等」の需要については、「慢性期」で入院している者の一定数が、将来「在宅医療等」で対応することになることを想定し、算出しています。

注1 病床数の必要量：2016年3月に策定した大阪府地域医療構想において「必要病床数」と定義していたものです。国の医療計画の作成指針（2017年3月）に基づき、本計画から「病床数の必要量」としています。

図表 5-1-3 多職種連携のイメージ図



第2章

大阪府の医療の現状

- 第1節 医療圏
- 第2節 人口
- 第3節 人口動態
- 第4節 府民の受療状況
- 第5節 医療提供体制
- 第6節 特定機能病院
- 第7節 地域医療支援病院
- 第8節 社会医療法人
- 第9節 公的医療機関等
- 第10節 (地独) 大阪府立病院機構
- 第11節 保健所
- 第12節 関係機関

(1) 在宅医療サービスの基盤整備

○訪問診療の拡充に向けた取組を推進します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、訪問診療に関心のある医師に対する同行訪問等の取組を支援します。
- ・急変時や看取り等の患者ニーズに対応するため、引き続き、病院や在宅医療に関わる医師等との協議による後方支援機能の運用ルール作成等の取組を支援します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・休日・緊急時等に対応できる訪問診療が府内全域に広がるよう、支援の充実・強化を図ります。

○訪問歯科診療の拡充に向けた取組を推進します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- 訪問歯科診療を行う歯科医師の確保に向け、歯科医師に対し、患者の全身疾患等に応じた歯科治療にかかる実践研修等の取組を支援します。
- 訪問歯科診療に関わる関係機関（病院や歯科診療所、他職種等）の連携強化を図るため、連絡調整を円滑に行う窓口機能の充実等を支援します。
- 歯科衛生士等訪問歯科診療を支える歯科医療従事者の育成、連携機能の強化等を支援し、歯科医師との連携体制を強化します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- 府内全域において需要に応じた訪問歯科診療が提供されるよう、支援の充実・強化を図ります。

○薬局の在宅医療への参画を推進します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- 在宅医療に関連する知識・技術を研鑽するため、薬剤師に対する同行訪問を含めた実践的な研修実施を、引き続き支援します。
- 入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等、円滑な在宅医療への移行のための取組を支援します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- 薬剤師数の少ない小規模薬局が在宅医療に参画できるよう、地域での相互支援体制の強化を図る取組を行います。
- 薬局・薬剤師による服薬情報の一元的・継続的把握を推進するため、多職種での情報共有の強化等を図る取組を、引き続き支援します。

○訪問看護の拡充に向けて取り組めます。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- 訪問看護サービスの需要に応じた訪問看護師を確保するため、引き続き、訪問看護の職場体験等による理解促進、新任看護師の育成、離職防止、復職支援等の取組を支援します。
- 休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、引き続きICT等の活用による事業所（訪問看護ステーション）間の効率的な情報共有等、事業所の規模拡大・機能強化を支援します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- 休日、緊急時等のニーズに対応できる訪問看護ステーション機能が府内全域に広がるよう、支援の充実、強化を図ります。

目標値一覧

分類 B:目標 C:目的	指標	対象年齢	現 状		目標値	
			値	出典	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
B	訪問診療を実施している病院・診療所数 ^{※1}	—	2,156 か所 (平成 26 年)	厚生労働省 「医療施設調査」	3,350 か所	3,820 か所
B	在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数 ^{※2}	—	1,134 か所 (平成 26 年)	厚生労働省 「医療施設調査」	1,540 か所	1,750 か所
B	在宅患者調剤加算の届出薬局数	—	1,366 か所 (平成 29 年)	近畿厚生局 「施設基準届出」	1,610 か所	1,830 か所
B	訪問看護師数 ^{※3}	—	3,640 人 (平成 27 年)	厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」	6,360 人	7,250 人
B	人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数 (0.4 か所/圏域 10 万人)	—	2 圏域 (平成 29 年)	近畿厚生局 「施設基準届出」	5 圏域	7 圏域
B	在宅看取りを実施している病院・診療所数	—	335 か所 (平成 26 年)	厚生労働省 「医療施設調査」	460 か所	520 か所
B	退院支援加算を算定している病院・診療所数	—	248 か所 (平成 29 年)	近畿厚生局 「施設基準届出」	290 か所	330 か所
B	介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数	—	254 か所 (平成 27 年)	厚生労働省「データブック Disk1」	330 か所	370 か所
C	訪問診療件数 ^{※1}	—	107,714 件 (平成 26 年 9 月)	厚生労働省 「医療施設調査」	167,380 件 ^{※5}	190,820 件
C	在宅看取り件数 ^{※4}	—	6,660 件 (平成 26 年)	厚生労働省 「医療施設調査」	9,000 件 ^{※5}	10,260 件
C	介護支援連携指導料算定件数	—	25,321 件 (平成 27 年)	厚生労働省「データブック Disk1」	32,660 件 ^{※5}	37,230 件

在宅療養後方支援病院



周産期母子医療センター



第7章

その他の医療体制

- 第1節 高齢者医療
- 第2節 医療安全対策
- 第3節 感染症対策
- 第4節 臓器移植対策
- 第5節 骨髄移植対策
- 第6節 難病対策
- 第7節 アレルギー疾患対策
- 第8節 歯科医療対策
- 第9節 薬事対策
- 第10節 血液の確保対策

第9節 薬事対策

1. 薬事対策について

○医薬品や医療機器（以下「医薬品等」といいます。）は、病気を予防、診断、又は治療する際に欠かすことができません。その一方で、医薬品等はその使用方法を誤ると、病気を予防、診断、治療できないばかりか、健康被害を引き起こすこともあります。

○薬事対策では、これら医薬品等の開発から製造、販売、使用に至るまでの品質、有効性及び安全性を確保するほか、医薬品等の安定供給を図り、適正使用を推進する取組を実施することで、保健・医療・福祉の総合的なサービスを充実させ、府民の安全・安心をめざします。

2. 薬事対策の現状と課題

- ◆お薬手帳の活用等による服薬情報の一元的・継続的管理等を通して、医薬品の適正使用を推進する必要があります。
- ◆薬剤師と他職種との連携を更に進め在宅医療を推進する等、地域医療の支援が必要です。

(1) 医薬品の適正使用

【医薬品の安全・安心の確保】

- 有効性の高い医薬品は継続的に開発され続けていますが、有効性の高い医薬品は人体への作用が強く、副作用が発生するとその被害も大きくなる可能性があります。そのため、重複投薬や相互作用の防止は一層重要となっており、医薬品の適正使用について啓発を継続する必要があります。
- 医療機関から独立した薬剤師・薬局が、医療機関の医師等から処方された医薬品を客観的に確認することで、安全性等を一層高めています。また、かかりつけの薬剤師・薬局は服薬情報を一元的・継続的に管理することで、複数の医療機関を受診している場合の重複投薬や飲み合わせの悪い服薬を防止するとともに、後発医薬品等の薬の正しい知識の説明等を行いながら、処方薬の調剤・交付を行っています。

第7章 その他の医療体制 第9節 薬事対策

【お薬手帳】

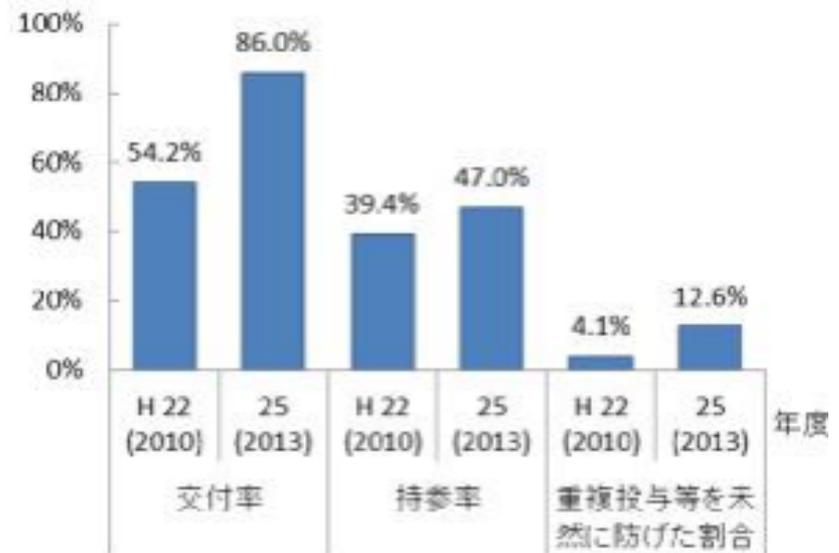
○お薬手帳の交付率及び持参率が増加したことにより、重複投与等を未然に防げた割合も増加しました。

○スマートフォンやタブレット端末が普及したことにより、今後電子化されたお薬手帳の更なる普及が期待できます。

○お薬手帳には各患者の薬歴等が記載されてい

ることから、服薬情報を一元的・継続的に管理するためのツールとして今後さらに活用していくことが望まれます。

図表 7-9-1 お薬手帳の推進状況(平成 25 年度)



出典 大阪府「薬務課調べ(調査対象:府内薬局)」
有効回答数:1,735施設(H 22)、1,024件(H 27)

(2) 薬局における地域医療の支援

【在宅医療への対応】

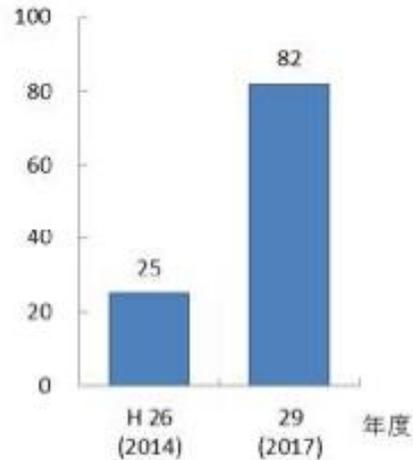
○在宅患者のニーズの増加に伴い、薬局は様々な医薬品の調剤に対応する必要性が生じています。

特に、がん患者の疼痛緩和に用いられる麻薬の注射剤等、無菌製剤の調剤も増加が予想され、これに対応できる薬局（無菌調剤対応薬局^{注1}）は、25 薬局（平成 26 年 10 月）から 82 薬局（平成 29 年 5 月現在）まで増加しました（出典 近畿厚生局「施設基準届出」）。

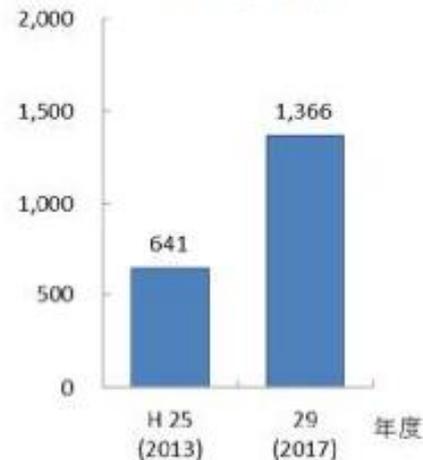
○在宅患者調剤加算^{注2}届出薬局は、641 薬局（平成 25 年 4 月）から 1,366 薬局（平成 29 年 4 月）に増加しました（出典 近畿厚生局「施設基準届出」）。

○在宅患者訪問薬剤管理指導料^{注3}届出薬局は、3,221 薬局（平成 25 年 4 月）から 3,698 薬局（平成 29 年 4 月）に増加しました（出典 近畿厚生局「施設基準届出」）。

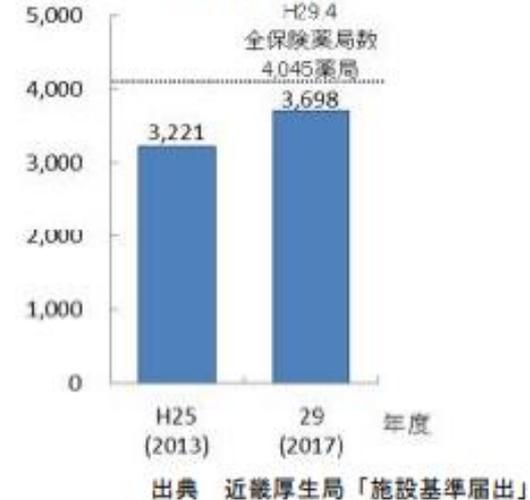
図表 7-9-2 無菌調剤対応薬局数



図表 7-9-3 在宅患者調剤加算届出薬局数



図表 7-9-4 在宅患者薬剤管理指導料届出薬局数



○在宅患者宅への訪問業務を実施している薬局は増加しつつありますが、質の高い在宅医療を推進するため、地域の薬局間や他職種との連携をさらに充実させていくことが求められています。

【健康サポート薬局】

○平成 28 年度から健康サポート機能を持つ薬局を健康サポート薬局^{注1}として公表する制度が開始されました。大阪府では、平成 28 年 10 月 1 日から健康サポート薬局の届け出を受け付けており、届出数は 31 薬局となっています（平成 29 年 4 月末現在）。

3. 薬事対策の施策の方向

【目標】

◆かかりつけ薬剤師・薬局の確保

(1) 医薬品の適正使用

- （一社）大阪府薬剤師会とともに、かかりつけ薬剤師・薬局を普及する等、薬局で服薬情報を一元的、継続的に把握するための取組を推進します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・ブラウンバッグ^{注2}やお薬手帳等を利用した服薬管理等、かかりつけ薬剤師の職能を生かせるような取組を実施し、府民によるかかりつけ薬剤師・薬局の利用を促進します。

注1 健康サポート薬局：かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能（服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携等）に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局をいいます。

注2 ブラウンバッグ：飲み合わせの悪い薬や飲み忘れて余った薬がないか等を確認するため、服用している薬を入れて薬局に持参してもらう袋の通称です。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・服薬管理等に関する事業の効果を検証し、新たに見出された問題を解決するための事業を検討します。

○薬と健康の週間に、府民を対象とした啓発イベントを開催します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・啓発イベントに訪れた府民を対象に、医薬品の適正使用に関連する薬局の機能の認知度を調査します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・上記調査結果を生かして、啓発イベント等を展開します。

(2) 薬局における地域医療の支援

○薬局の健康サポート機能の活用をめざします。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・（一社）大阪府薬剤師会の協力のもと、健康サポート薬局を府民に周知し、その利用を促進します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・府民を対象としたアンケート等により上記周知方法を検証し、必要に応じ更に効果的な方法を検討します。

○薬局の在宅医療への参画を推進します。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・入退院時における医療機関－薬局間での情報共有の円滑化等、多職種間、地域の薬局間の連携等を推進します。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・上記取組の結果を精査し、洗い出した課題を解決するための効果的な事業を検討します。
- ・服薬情報の一元的・継続的把握を推進する等、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を活用して、地域での相互支援体制の強化を図る取組を行います。

第8章

保健医療従事者の確保と資質の向上

- 第1節 医師
- 第2節 歯科医師
- 第3節 薬剤師
- 第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む））
- 第5節 診療放射線技師
- 第6節 管理栄養士・栄養士
- 第7節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士
- 第8節 歯科衛生士・歯科技工士
- 第9節 福祉・介護サービス従事者
- 第10節 その他の保健医療従事者

第1節 医師

1. 医師の確保と資質の向上に関する現状と課題

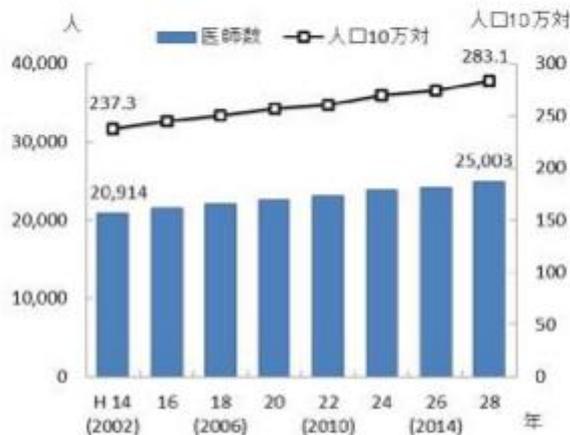
◆医師の診療科偏在、地域偏在があり、偏在解消に向けた取組が必要となっています。

(1) 医師数

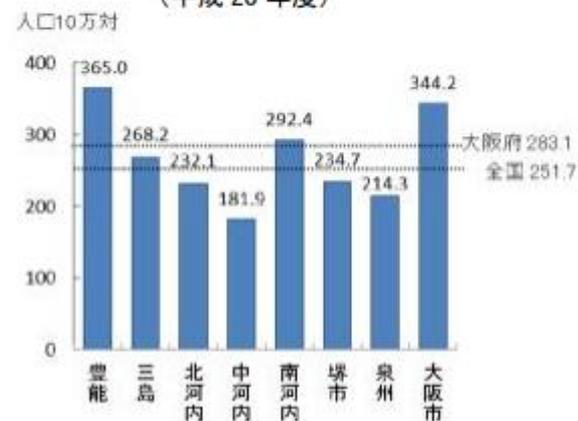
○平成28年の大阪府における届出医師数^{注1}は25,003人で、平成26年に比べ743人(3.1%)の増加となっており、府全体の人口10万対の医師数は283.1(全国251.7)で全国を上回っています。

○一方、府内でも地域別に偏在があり、三島、北河内、中河内、堺市、泉州二次医療圏で府平均を下回っています。

図表 8-1-1 医師数



図表 8-1-2 人口10万対の二次医療圏別医師数 (平成28年度)



第2節 歯科医師

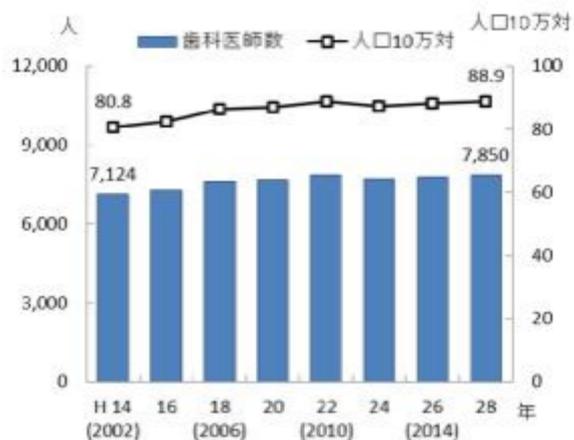
1. 歯科医師の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆高齢化に伴い、高齢者特有の症状に対応する歯科医師の人材育成が必要となっています。

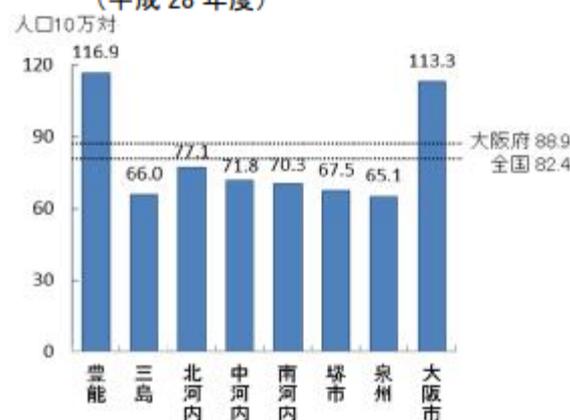
(1) 歯科医師数

○平成28年の大阪府における届出歯科医師数^{注1}は7,850人で、平成26年に比べ66人(0.8%)の増加となっており、人口10万対の歯科医師数は88.9(全国82.4)で全国を上回っています。

図表 8-2-1 歯科医師数



図表 8-2-2 人口10万対の二次医療圏別歯科医師数 (平成28年度)



出典 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※「人口10万対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口(平成28年10月1日現在)」

第3節 薬剤師

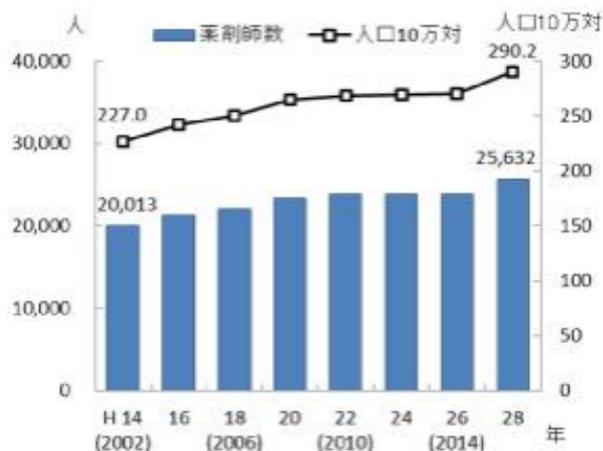
1. 薬剤師の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆在宅医療を進めるにあたり、薬剤師と他職種との情報連携が不足しています。

(1) 薬剤師数

○平成28年の大阪府における届出薬剤師数^{注1}は25,632人で、平成26年に比べ1,788人(7.5%)の増加となっており、人口10万対の薬剤師数は290.2(全国237.4)で全国を上回っています。

図表 8-3-1 薬剤師数



図表 8-3-2 人口10万対の二次医療圏別薬剤師数 (平成28年度)



出典 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※「人口10万対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口(平成28年10月1日現在)」

(3) 薬剤師を取り巻く状況

○近年、医療を取り巻く状況は高度・複雑化しており、府民が安心して薬物療法を受けるためには、薬剤師がチーム医療の一員として、飲み合わせの確認や残薬管理等の服薬管理指導を通じて果たす役割が大きくなってきています。

○そのため、病院・診療所、薬局のすべての薬剤師は、薬学知識だけではなく、幅広い医療知識を習得し、府民の健康をサポートするとともに、かつ他職種と連携できるコミュニケーション力を有することが求められます。

○特に、在宅医療の分野では、薬剤師と他職種との情報連携が十分に行われていない場合があり、他職種と適切に連携できる薬剤師の育成が必要となっています。

2. 薬剤師の確保・資質向上に関する施策の方向

(1) 薬剤師の資質向上

○在宅医療を担う薬剤師や、府民の健康をサポートできる薬剤師の育成をめざします。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・他職種との連携等により、円滑に在宅医療を進め、府民の健康をサポートすべく、これらに関連する知識・技術を研鑽する、薬剤師を対象とした研修を年1回以上実施し、その参加者数が毎年200人以上になることをめざします。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・薬剤師に新たに求められる役割等を改めて検討し、研修の内容を見直します。

第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む））

1. 看護職員の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆看護職員の養成・資質向上、定着対策、再就業支援を行ってきました。

◆今後の急速な高齢化の進展により、在宅医療の需要の増加が見込まれ、看護職へのニーズも多様化し、看護職員の確保が必要となっています。

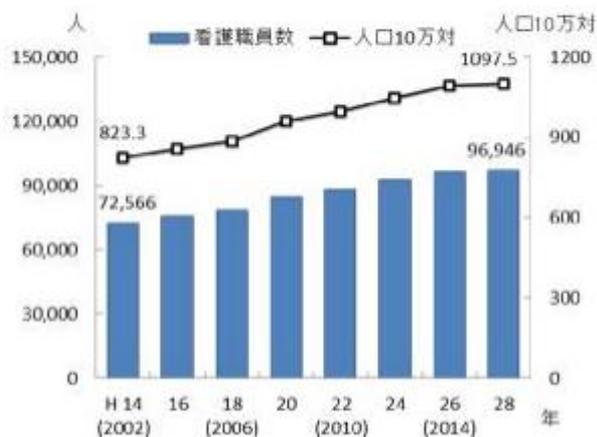
（1）看護職員数

【看護職員総数】

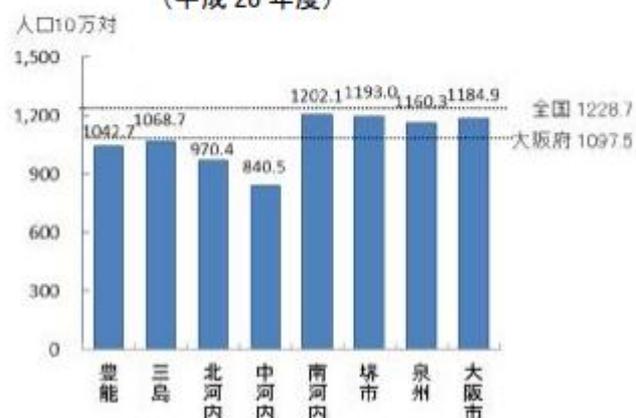
○平成28年の大阪府における就業届出看護職員数は96,946人で、平成26年に比べ551人(0.6%)の増加となっておりますが、人口10万対の看護職員数は1,098(全国1,229)で全国を下回っています。

○人口10万対の就業看護職員数は、地域別に偏在があり、豊能、三島、北河内、中河内二次医療圏で府平均を下回っています。

図表 8-4-1 看護職員数



図表 8-4-2 人口10万対の二次医療圏別看護職員数（平成28年度）



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」、大阪府「医療対策課調べ」

第5節 診療放射線技師

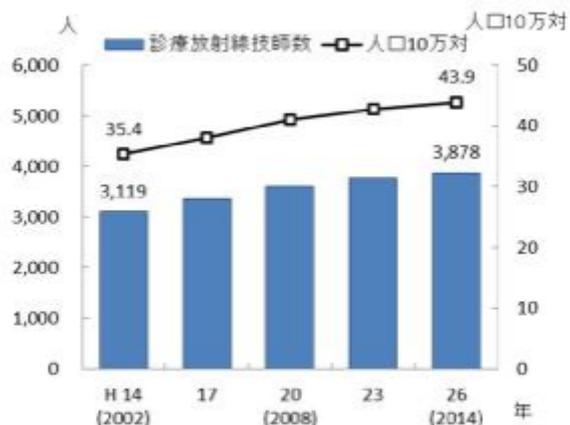
1. 診療放射線技師の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆質の高い診療放射線技師の養成に向けた教育の確保が必要です。

(1) 診療放射線技師数

○平成26年度の大阪府における病院・診療所で従事する診療放射線技師^{注1}は3,878.0人(常勤換算)で、平成23年に比べ94.2人(2.5%)増加し、人口10万対の診療放射線技師数は43.9(全国40.1)となり、全国を上回っています。

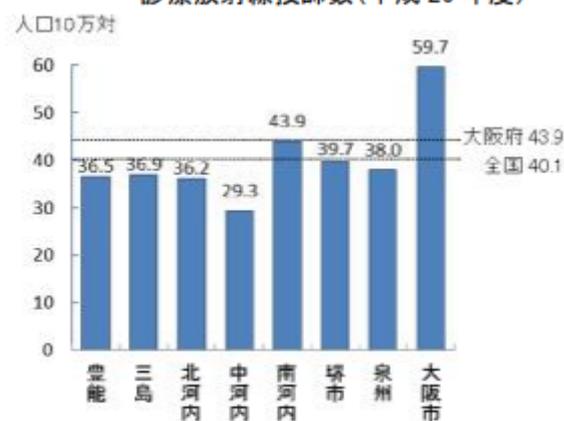
図表 8-5-1 診療放射線技師数



出典 厚生労働省「病院報告」「医療施設調査」

※「人口10万対」算出に用いた人口は、総務省「人口推計」、大阪府総務部「大阪府の推計人口(平成26年10月1日現在)」

図表 8-5-2 人口10万対の二次医療圏別
診療放射線技師数(平成26年度)



第6節 管理栄養士・栄養士

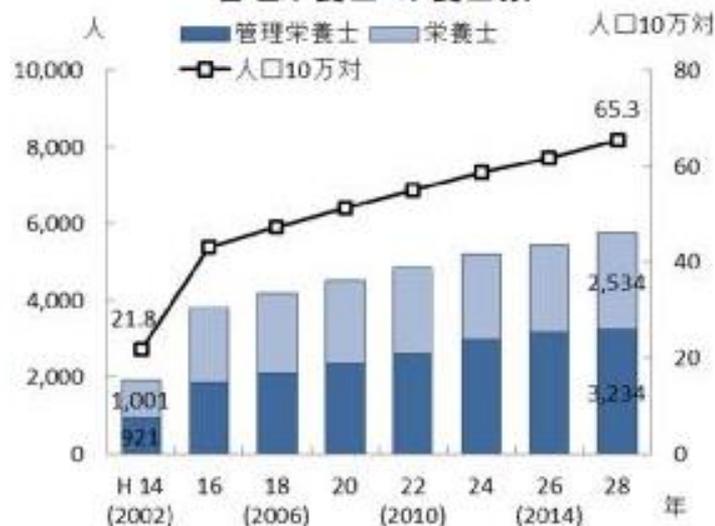
1. 管理栄養士・栄養士の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆管理栄養士・栄養士は生活習慣病の発症予防と重症化予防、子どもや高齢者の健康・社会環境の整備の促進に関わるため、引き続き資質向上が必要です。

(1) 管理栄養士数・栄養士数

○平成28年度の特定給食施設^{注1}における管理栄養士^{注2}・栄養士^{注3}数は、5,768人（内訳：管理栄養士数3,234人、栄養士数2,534人）で、平成26年度に比べ318人（5.8%）の増加となっています。人口10万対の特定給食施設における管理栄養士・栄養士数は65.3（全国68.4）で全国を下回っています。

図表 8-6-1 特定給食施設における管理栄養士・栄養士数



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

※「人口10万対」算出に用いた人口は、総務省「人口推計」

第7節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士

1. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆質の高い理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士の養成に向けた教育の確保が必要です。

(1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士数

【理学療法士^{注1}】

○平成26年度の大阪府における病院・診療所で従事する理学療法士は5,726.3人（常勤換算）で、平成23年に比べ1,084.2人（23.4%）増加し、人口10万対の理学療法士数は64.8（全国60.7）となり、全国を上回っています。

【作業療法士^{注2}】

○平成26年度の大阪府における病院・診療所で従事する作業療法士は2,360.5人（常勤換算）で、平成23年に比べ266.4人（12.7%）増加しましたが、人口10万対の作業療法士数は26.7（全国33.2）となり、全国を下回っています。

【言語聴覚士^{注3}】

○平成26年度の大阪府における病院・診療所で従事する言語聴覚士は983.3人（常勤換算）で、平成23年に比べ188.9人（23.8%）増加しましたが、人口10万対の言語聴覚士数は11.1（全国11.2）となり、全国を下回っています。

【視能訓練士^{注4}】

○平成26年度の大阪府における病院・診療所で従事する視能訓練士は562.7人（常勤換算）で、平成23年に比べ30.6人（5.8%）増加し、人口10万対の視能訓練士数は6.4（全国6.1）となり、全国を上回っています。

第8節 歯科衛生士・歯科技工士

1. 歯科衛生士・歯科技工士の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆在宅歯科医療の需要の増加や多様化する歯科医療ニーズに対応できる歯科衛生士・歯科技工士の人材育成が必要です。

(1) 歯科衛生士数・歯科技工士数

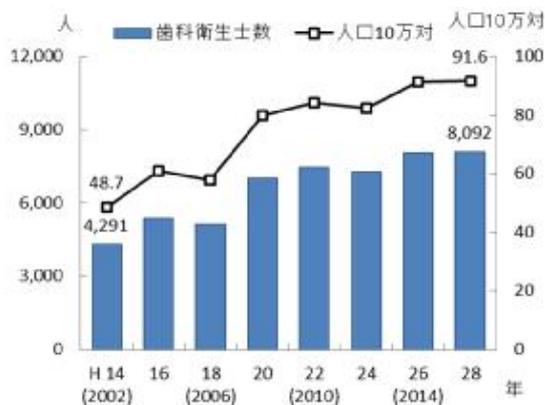
【歯科衛生士^{注1}】

○平成28年の大阪府における就業届出歯科衛生士数は8,092人で、平成26年に比べ26人(0.3%)の増加となっており、人口10万対の歯科衛生士数は91.6(全国97.6)で全国を下回っています。

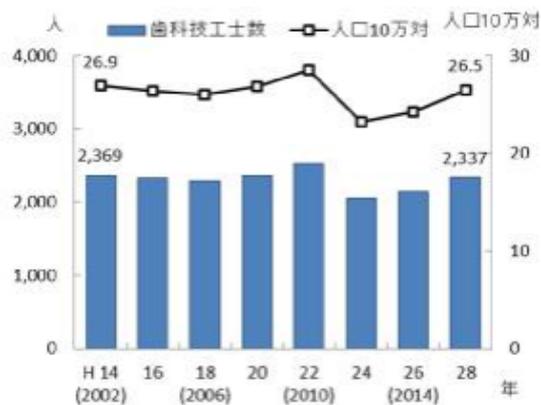
【歯科技工士^{注2}】

○平成28年の大阪府における就業届出歯科技工士数は2,337人で、平成26年に比べ199人(9.3%)の増加となっており、人口10万対の歯科技工士数は26.5(全国27.3)で全国を下回っています。

図表 8-8-1 歯科衛生士数



図表 8-8-2 歯科技工士数



第9節 福祉・介護サービス従事者

1. 福祉・介護サービス従事者について

○福祉・介護サービスの提供には、地域生活移行、地域生活定着支援の一躍を担っている社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員や介護現場で中心となっている介護サービス従事者が業務に従事しています。

2. 福祉・介護サービス従事者の確保と資質の向上に関する現状と課題

◆介護支援専門員のケアマネジメント能力のさらなる向上が必要です。

◆質の高い社会福祉士等の養成に向けた適正な教育の確保のため、指定養成施設に対して必要な指導・監督を行う必要があります。

(1) 福祉・介護サービス従事者の数

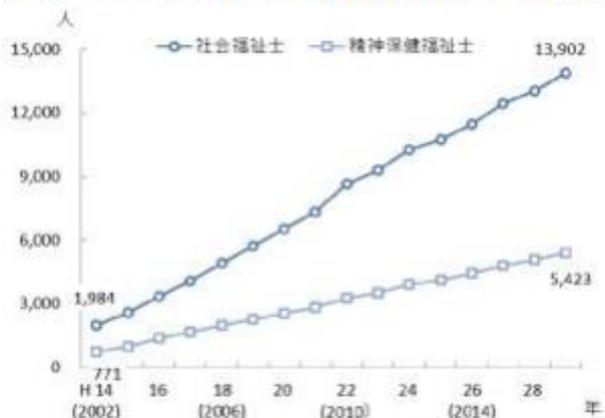
【社会福祉士^{注1}・精神保健福祉士^{注2}】

○平成29年3月末現在、社会福祉士・精神保健福祉士の社会福祉振興・試験センターへの登録者数は社会福祉士13,902人、精神保健福祉士5,423人となっています。

【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

○平成29年1月1日現在、大阪府の介護支援専門員資格登録簿登載者数は47,816人、介護支援専門員数(介護支援専門員証の交付を受けている者)は28,217人となっています。

図表 8-9-1 社会福祉士・精神保健福祉士の登録者数



出典 社会福祉振興・試験センター
「各年度末の都道府県別登録者数」

図表 5-1-3 多職種連携のイメージ図



健康 介護



あちかと相談薬局

次回

災害時の医療救護活動（医薬品供給・薬剤師業務）に係る研修

【内容】

地域の薬剤師を対象に、地域内でリーダー的役割を担い、適切な医療救護活動（医薬品供給・薬剤師業務）を行うための研修等の実施

【予定】

（1）開催日時 令和3年11月3日（水・祝） 午前10時～午後4時頃まで

（2）開催方法 Microsoft社のTeamsを用いたweb開催
（新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、Web開催と致します）

（3）次 第 10時～10時5分 大阪府健康医療部生活衛生室 薬務課長 挨拶

10時5分～12時
講演1：府内の災害救護活動について（薬剤師に期待する役割）（仮）
大阪急性期・総合医療センター
救急診療科 主任部長 藤見 聡 先生

講演2：災害薬事について（仮）
福岡大学薬学部 教授 江川 孝 先生
（福岡県 災害医療コーディネーター）

講演3：災害時の薬局薬剤師の取組みについて（仮）
エーピー薬局グループ 代表取締役 薬剤師 小林 祐司 先生
（熊本県薬剤師会 災害薬事コーディネーター）

質疑応答